

はじめに

本市では、「ひとり親家庭の一人ひとりが安心して暮らせ、子育ての喜びが実感できるまち」を基本目標として、ひとり親家庭の自立支援策を推進し、子育てや生活支援等の諸施策を総合的に展開するため、平成18年3月に「東大阪市ひとり親家庭自立促進計画」を策定いたしました。

この計画に基づき、母子自立支援員による相談機能の充実、母子家庭等就業・自立支援センター事業等、ひとり親家庭への支援を進めてまいりました。



しかしながら、近年の経済情勢の悪化にともない、母子家庭や寡婦、父子家庭、いわゆるひとり親家庭をとりまく環境は、一段と厳しい状況にあります。ひとり親家庭では、子育てと生計を一人で担うことになり、経済面、生活面、心理面での負担も大きく、そのことが子どもの生活環境を変化させることになり、子どもの成長に対する影響が懸念されます。

本年スタートする、まちづくり計画「東大阪市第二次総合計画 後期基本計画」では、部門別計画の中で、ひとり親家庭における子どもが健やかに成長できる環境をつくるため、家庭での養育を支えるサービスの提供や、母親の就業支援などに取り組み、経済的にも自立し、安定した生活を送れるよう施策に取り組んでいくことを掲げております。

この総合計画に基づき、「第二次東大阪市ひとり親家庭自立促進計画」において「就業の支援」「子育てや生活面の支援」「養育費確保の促進」「経済的な支援」「相談機能や情報提供の充実」「母子寡婦福祉団体等との連携強化」の6つの施策の方向を柱に、施策の内容を充実させ、関係機関と連携を図りながら、総合的にひとり親家庭に対する施策を推進してまいります。

結びに本計画の策定にあたり、アンケート等にご協力賜りました多くの市民の皆様や関係機関、団体の方々並びに「東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」及び「東大阪市ひとり親家庭自立促進計画懇話会」の委員の皆様に、心から感謝を申し上げますとともに、今後とも一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成23年3月

東大阪市長 野田 義和

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	2
2. 計画の位置づけ.....	3
3. 計画の対象.....	3
4. 計画の期間.....	3
5. 計画策定の体制.....	4
第2章 ひとり親家庭の現状と課題.....	7
1. 統計からみるひとり親家庭の現状.....	8
2. 前期計画に基づく事業の実績及び評価.....	11
3. ひとり親家庭を取り巻く現状と課題.....	14
第3章 計画の基本目標.....	21
1. 基本理念.....	22
2. 基本目標.....	22
3. 基本的な姿勢.....	22
4. 施策の基本的な方向.....	24
5. 施策の実施に向けた視点.....	26
第4章 具体的な自立支援プログラム.....	27
1. 施策の体系.....	28
2. 具体的施策の方向.....	30
第5章 計画の推進に向けて.....	43
1. 関係部局との連携.....	44
2. 関係機関・団体等との連携.....	44
3. 計画の普及、啓発活動.....	44
4. 計画の進行管理.....	44
5. 計画の効果的な運用方法.....	44
資 料 編.....	45
ひとり親家庭の生活と意識に関するアンケート調査結果.....	46
グループインタビュー・ヒアリング調査結果.....	79
東大阪市社会福祉審議会条例.....	82
東大阪市社会福祉審議会規則.....	84
東大阪市ひとり親家庭自立促進計画懇話会設置要綱.....	86
東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 委員名簿.....	88
東大阪市ひとり親家庭自立促進計画懇話会 委員名簿.....	88
計画策定経緯.....	89
用語解説.....	90

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

母子家庭や寡婦、父子家庭の、いわゆるひとり親家庭を取り巻く環境は、近年の経済情勢の悪化にともない、従来にも増して厳しい状況下にあります。ひとり親家庭では、子育てと生計を母又は父が一人で担うことになり、様々な困難に直面することが多く、子どもの成長に対する影響が懸念されます。ひとり親家庭が増えている中で、子どものしあわせを考え、ひとり親家庭の自立の促進を図りながら、子どもたちの健全な成長を確保することが重要な課題となっています。

このようなひとり親家庭の状況に対応するため、国においては、平成 14 年に「母子家庭等自立支援対策大綱」を公表し、これを受けて「母子及び寡婦福祉法」が改正され、平成 15 年に施行されました。この内容は、子どものしあわせを第一に考えて、ひとり親家庭に対する「きめ細かな福祉サービスの展開」と母子家庭の母に対する「自立の支援」に主眼を置いたもので、離婚後等の生活の激変を緩和するために、母子家庭となった直後の支援を重点的に実施するとともに、就労による自立、子を監護しない親からの養育費の支払いの確保を重視しようとするものです。

これを受けて本市では、近年のひとり親家庭の増加や地域の実情を踏まえ、平成 18 年3月に「東大阪市ひとり親家庭自立促進計画」を策定しました。この計画に基づき、母子自立支援員による相談機能の充実、母子家庭等就業・自立支援センター事業など、ひとり親家庭への支援を進めてきたところです。

また国では、平成 20 年度には、対象期間を平成 20 年度以降5年間とした新たな「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」が定められました。この新たな基本方針は、これまでの総合的な自立支援施策の推進を引き継ぎつつ、特に就業支援や相談機能(養育費の取り決め等)を強化することとしています。

第一次の計画期間が平成 22 年度に終了するにあたり、本市では、市内におけるひとり親家庭の現状と課題を把握するため、「ひとり親家庭の生活と意識に関するアンケート調査」、グループインタビュー、ヒアリング調査、パブリックコメントを実施するとともに、「東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」及び「東大阪市ひとり親家庭自立促進計画懇話会」を合同で開催し、第一次計画の評価を重ねてまいりました。これらを踏まえ、これからもひとり親家庭の自立支援を的確に、総合的に推進していくために「第二次東大阪市ひとり親家庭自立促進計画」を策定いたしました。

2. 計画の位置づけ

- (1)この計画は、東大阪市におけるひとり親家庭の自立支援を総合的、計画的に推進するための指針となるものです。
- (2)この計画は、「母子及び寡婦福祉法」第 12 条に規定する「母子家庭及び寡婦自立促進計画」として本市の地域の実情を反映させ策定したものです。
- (3)この計画は「東大阪市第2次総合計画後期基本計画」を実現するための分野別計画のひとつであり、「東大阪市次世代育成支援行動計画(後期)～東大阪子育て・子育てスクラム 21～」、「東大阪市第3期地域福祉計画」、「第3次東大阪市男女共同参画推進計画」などの各計画と整合性を図りながら策定したものです。今後、計画の推進にあたっては、これらの関連計画との連携を図って推進していきます。

3. 計画の対象

この計画の対象は、ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭の親子、寡婦)とします。

母子家庭:配偶者のいない母が 20 歳未満の子どもを扶養している家庭

父子家庭:配偶者のいない父が 20 歳未満の子どもを扶養している家庭

寡 婦:子どもが 20 歳に到達した母子家庭の母

4. 計画の期間

この計画は、平成 23 年度を初年度とし、平成 27 年度を目標年度とする5年間の計画です。

5. 計画策定の体制

(1) 東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会及び東大阪市ひとり親家庭自立促進計画懇話会による審議

計画策定にあたって、計画内容を検討し幅広い意見を求めるために、「東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」と公募市民を含む関係者で構成する「東大阪市ひとり親家庭自立促進計画懇話会」において、合同で審議を行いました。

(2) ひとり親家庭の生活と意識に関するアンケート調査の実施

本市のひとり親家庭に対する支援策の方向性を導き出す基礎資料とするため、母子家庭・父子家庭・寡婦の生活実態やニーズを把握するアンケート調査を実施しました。

①調査の方法

	母子家庭	父子家庭	寡婦
調査数	2,000 件	500 件	500 件
抽出方法	児童扶養手当 受給資格者より抽出	住民基本台帳、 外国人登録台帳より抽出	東大阪市母子寡婦 福祉会会員より抽出
調査方法	郵送による配布、回収		東大阪市母子寡婦福祉会 を通じて配布、回収
調査時期	平成 22 年9月～10 月		

②回収状況

	母子家庭	父子家庭	寡婦
配布数	2,000	500	500
回収数	1,143		431
無効票	2		0
有効回収数	1,052	89	431
有効回収率	52.6%	17.8%	86.2%

③調査の主な内容

- ・回答者の属性
- ・現在の不安や悩みごとについて
- ・就労状況について
- ・行政の支援策について
- ・子育てについて
- ・自由意見
- ・生活全般について

(3) グループインタビュー、ヒアリング調査の実施

量的調査では捉えられない個別の様々な困難な状況を明らかにし、きめ細かな自立支援策の立案に反映させるために、母子家庭の母親のグループインタビュー並びに本市母子自立支援員を対象としたヒアリング調査を実施しました。

①実施時期

平成 22 年 10 月～11 月

②グループインタビュー、ヒアリング調査の実施対象

- ・母子家庭の母親
- ・若年層の母子家庭の母親
- ・母子自立支援員

③グループインタビュー、ヒアリング調査の主な内容

■母子家庭の母親

- ・経済的な困難さ
- ・生活自立の困難さ
- ・就業状況
- ・仕事と家庭の両立の困難さ
- ・ひとり親家庭を取り巻く社会の状況
- ・支援への要望
- ・相談窓口の利用について

■若年層の母子家庭の母親

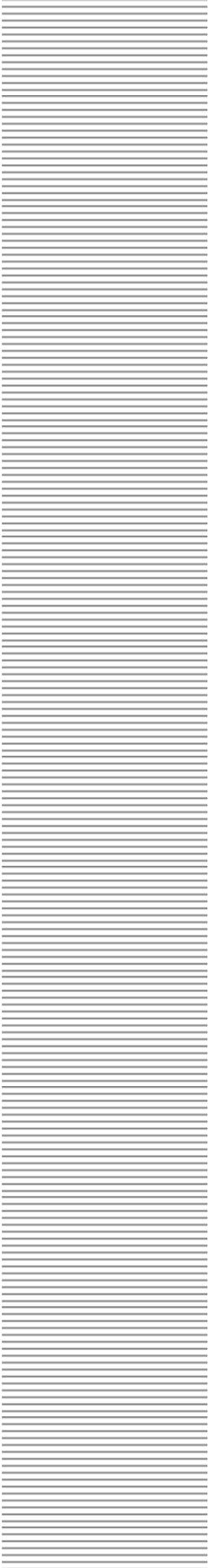
- ・経済的な困難さ
- ・生活自立の困難さ
- ・就業状況
- ・仕事と家庭の両立の困難さ
- ・ひとり親家庭を取り巻く社会の状況
- ・支援への要望
- ・相談窓口の利用について

■母子自立支援員

- ・相談内容について
- ・ひとり親家庭の親の就業状況について
- ・相談を通して見えてくるひとり親家庭のおかれている状況について
- ・ひとり親家庭が必要としている自立支援について

(4) パブリックコメントの実施

計画の策定に係る情報を市民に提供するとともに、市民の意見を幅広く聴取し、反映させるため、平成 22 年 12 月 20 日から平成 23 年 1 月 14 日までの期間、パブリックコメントを実施しました。



第2章 ひとり親家庭の現状と課題

第2章 ひとり親家庭の現状と課題

1. 統計からみるひとり親家庭の現状

(1) 離婚件数・離婚率の推移

本市の離婚率の推移をみると、平成21年の離婚件数は1,174件、離婚率は2.32(人口千人対比)となっています。大阪府・全国と比べると、平成17年から大阪府を下回っているものの、全国よりはやや高くなっています。

■ 離婚件数と離婚率(人口千人対比)の推移

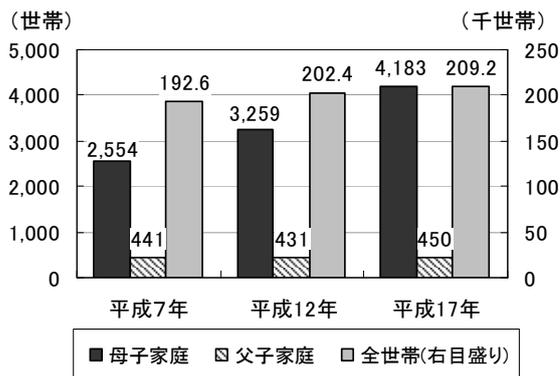
		平成16年	17年	18年	19年	20年	21年
東大阪市	離婚件数(件)	1,333	1,190	1,149	1,095	1,134	1,174
	離婚率(‰)	2.60	2.32	2.24	2.15	2.24	2.32
大阪府	離婚率(‰)	2.51	2.43	2.37	2.35	2.37	2.37
全国	離婚率(‰)	2.15	2.08	2.04	2.02	1.99	2.01

資料：厚生労働省、大阪府

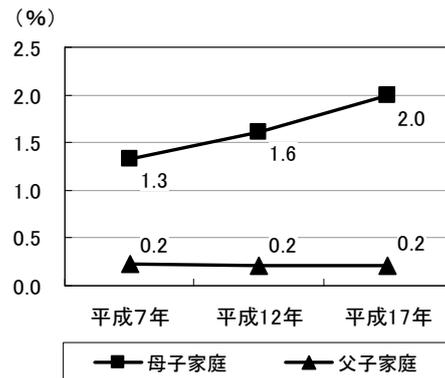
(2) ひとり親世帯数の推移

本市の母子家庭世帯数は、国勢調査によると平成7年から平成17年までの10年間で約1.6倍に増加しており、父子家庭世帯数は微増しています。また、平成17年では、母子家庭は全世帯の2.0%、父子家庭は全世帯の0.2%を占めています。

■ 世帯数の推移



■ 全世帯に占める母子・父子家庭の割合の推移



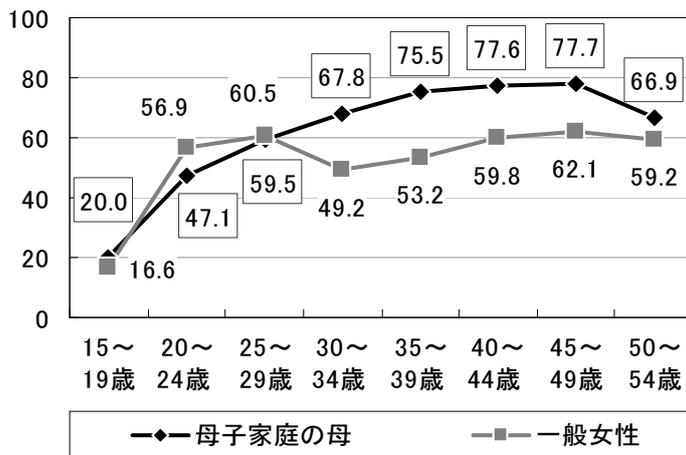
資料：国勢調査

(3) 母子・父子家庭の就業率

本市の母子家庭と一般女性、父子家庭と一般男性の就業率を比較すると、母子家庭、特に30歳～49歳で一般女性に比べて15.6から22.3ポイント高くなっています。また、就業率のピークは45～49歳となっています。

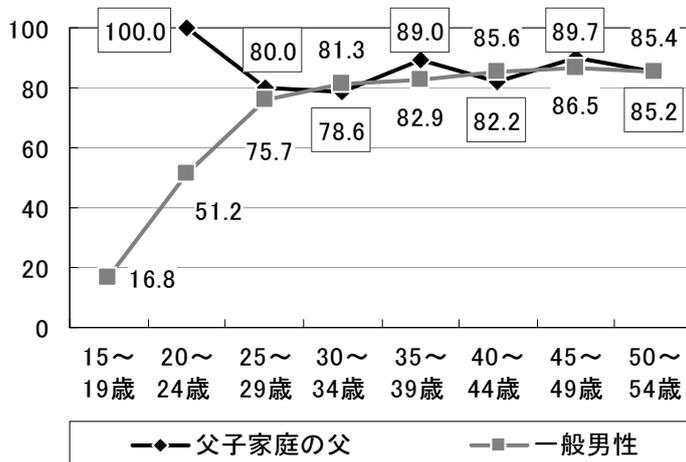
父子家庭の父と一般男性の就業率は、25～54歳での差が-3.4から6.1ポイントとなっており、女性ほどの大きな差はみられません。

■ 母子家庭の母と一般女性の就業率(%)



資料：国勢調査（平成17年）

■ 父子家庭の父と一般男性の就業率(%)



資料：国勢調査（平成17年）

(4) 児童扶養手当受給者

本市の児童扶養手当受給者は、近年は増加傾向にありましたが、平成22年は5,941人で、前年より減少しています。

■東大阪市児童扶養手当受給資格者数の推移

	平成16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
合計	5,488	5,769	5,998	6,134	6,237	6,392	5,941
小計	5,078	5,310	5,491	5,567	5,636	5,732	5,607
全部支給	3,787	4,023	4,104	4,102	4,034	4,060	3,909
一部支給	1,291	1,287	1,387	1,465	1,602	1,672	1,698
支給停止	410	459	507	567	601	660	334
対前年増減率(%)	107.4	105.1	104.0	102.3	101.7	102.5	92.9

(単位：件)

資料：東大阪市、毎年4月時点

(5) 生活保護受給母子世帯数

生活保護を受けている母子世帯数は、平成22年3月では1,822世帯となっています。平成16年からの変化を全国や大阪府と比較すると、全国では21.8%の増加、大阪府では6.4%の減少であるのに対し、本市では25.2%の増加となっています。

また、生活保護受給世帯に占める母子世帯の割合をみると、本市では14.7%で、約7世帯に1世帯が母子家庭となっています。大阪府平均よりはやや高く、全国平均のほぼ倍となっています。

■生活保護受給母子世帯の推移

	平成16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
東大阪市	1,455	1,589	1,695	1,743	1,758	1,739	1,822
東福祉	279	299	311	336	344	350	367
中福祉	545	620	674	644	625	592	607
西福祉	631	670	710	763	789	797	848
大阪府	7,570	7,948	6,599	6,455	6,610	6,508	7,082
全国	84,752	88,264	92,786	92,475	94,266	94,771	103,195

(単位：世帯) ※大阪府に政令市・中核市は含まない

資料：福祉行政報告例

毎年3月時点

■生活保護世帯の類型別割合

	全世帯	母子世帯	高齢者世帯	傷病者世帯	その他
東大阪市	100.0	14.7	39.1	36.4	9.9
東福祉	100.0	19.4	40.7	27.5	12.4
中福祉	100.0	19.6	33.9	37.3	9.2
西福祉	100.0	11.4	40.8	38.2	9.5
大阪府	100.0	14.2	49.0	24.2	12.6
全国	100.0	7.7	43.8	33.5	15.0

(単位：%) ※大阪府に政令市・中核市は含まない

資料：福祉行政報告例

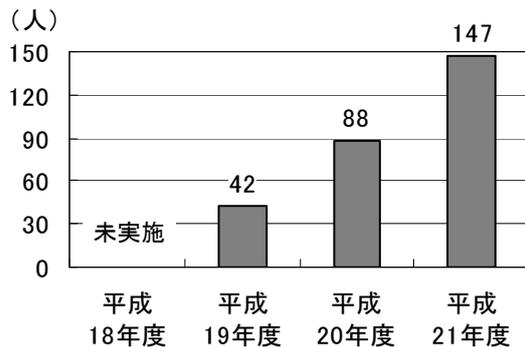
平成22年3月時点

2. 前期計画に基づく事業の実績及び評価

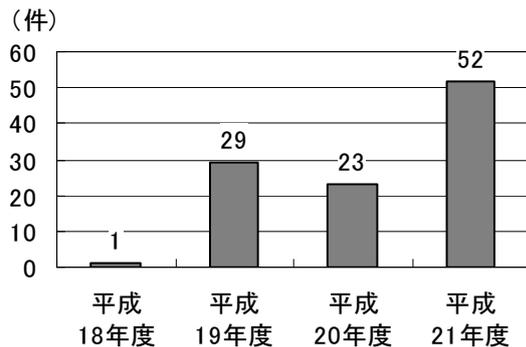
施策の方向1 就業の支援

「母子家庭等就業・自立支援センター」での就業相談者数や高等技能訓練促進費支給件数は増加傾向にあります。一方、アンケートやヒアリングでは、まだ就業に関する公的な支援策の認知度が低いことから、より一層の支援策の周知が課題として考えられます。

■母子家庭等就業・自立支援センターでの就業相談者数



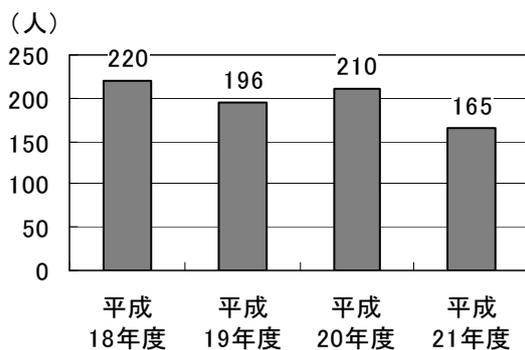
■高等技能訓練促進費支給件数



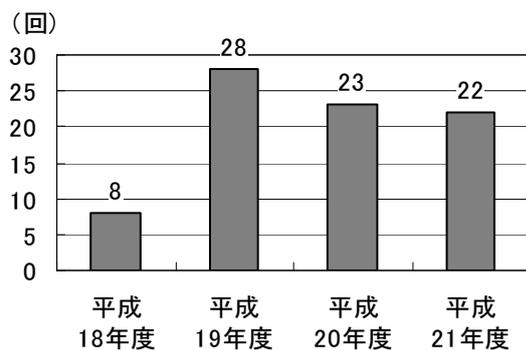
施策の方向2 子育てや生活面の支援

ひとり親家庭は保育所への優先入所があり、毎年200人前後が入所しており、保育所への全入所人数の1割以上を占めています。日常生活支援事業については20件以上の利用が続いていますが、まだまだ利用が少ない状況となっています。今後もこうした支援策の必要性は高まるうえ、ニーズの多様化への対応が求められます。

■保育所へ入所したひとり親家庭の子どもの人数



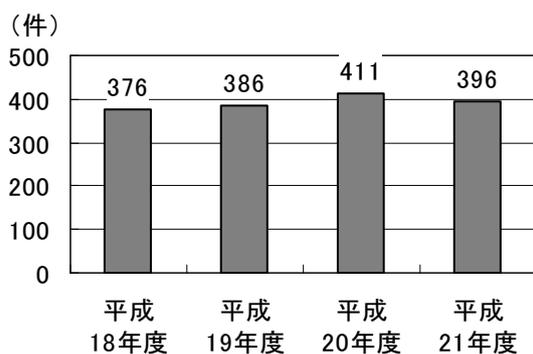
■日常生活支援事業の派遣回数



施策の方向3 養育費確保の促進

市の法律相談における離婚に関する相談件数は、400件前後で推移しています。養育費に関しては、アンケート調査でも一度も受け取ったことがないという回答が多く、いまだ十分な理解が広まっているとはいえ、養育費の確保に向けての周知と啓発が必要な状況です。

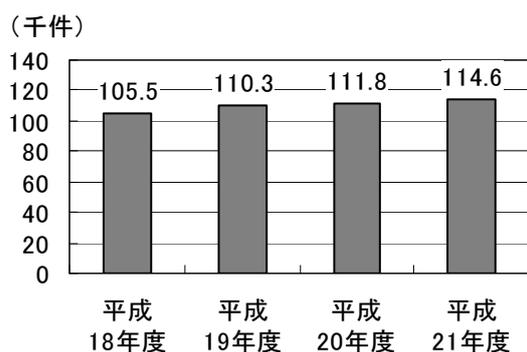
■市の法律相談における離婚に関する相談件数(参考)



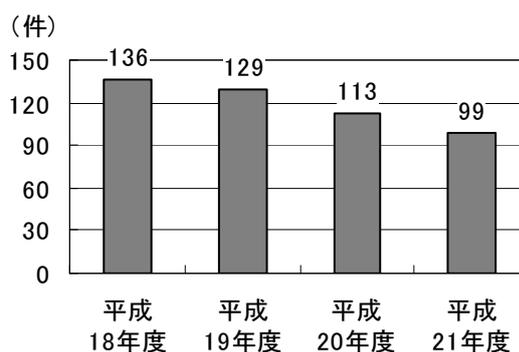
施策の方向4 経済的な支援

ひとり親家庭医療費の助成件数は、10万件を超えて増加傾向にあります。また、母子寡婦福祉資金の貸付件数は減少傾向にあります。生活の安定や自立に向けての資金調達が困難な母子家庭の母や寡婦に対して福祉資金の果たす役割は大きく、貸付を必要としている人へは今後も情報の提供、制度の周知をしていく必要があります。また、平成22年度からの子ども手当制度など、国の動きも注視しながら、今後もひとり親家庭への支援を進める必要があります。

■ひとり親家庭医療費の助成件数



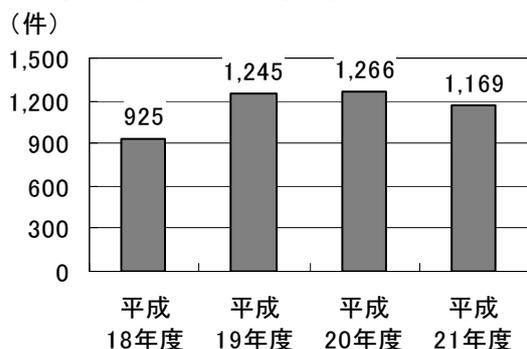
■母子寡婦福祉資金の貸付件数(新規・継続含む)



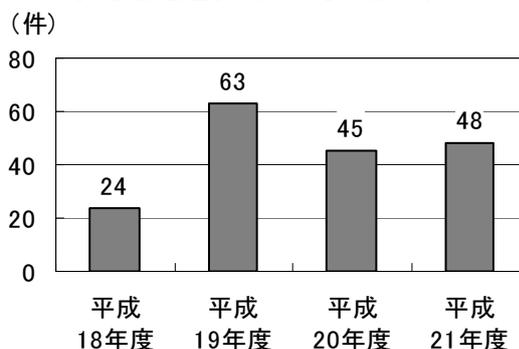
施策の方向5 相談機能や情報提供の充実

母子自立支援員や母子福祉推進委員による相談件数に増減はありますが、ひとり親家庭の孤立化を防ぐためにも相談員の必要性は増しており、より一層、相談窓口等の周知が課題として考えられます。

■母子自立支援員による相談件数



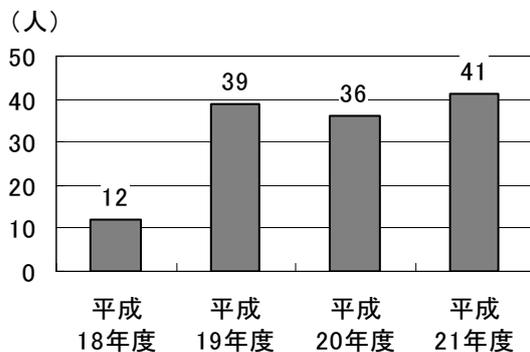
■母子福祉推進委員による相談件数



施策の方向6 母子寡婦福祉団体等との連携強化

ひとり親家庭の交流の支援や自助グループの育成のため、市及び東大阪市母子寡婦福祉会が実施している交流会の参加者数については増加傾向にあります。また、アンケート調査でもひとり親同士の交流の場を求める意見があり、より気軽に参加できるような地域ごとの取り組み、自助グループの発足などに向けて、支援していく必要があります。

■ひとり親家庭の交流会の参加者数



3. ひとり親家庭を取り巻く現状と課題

(1) 現状からみた6つの課題

●就業に関する課題

ひとり親家庭の母親や父親が、収入や雇用条件の安定した仕事に従事し、経済的に自立できることは、親本人のみならず、子どもの成長にとっても重要なことです。また、高齢期に自活していける経済力を持つことにもつながります。

「ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭・寡婦)のアンケート調査」(以下、「アンケート調査」)によると、ひとり親家庭になった直後に転職や仕事の追加など仕事上で変化があったと答えた人は母子家庭では約6割、父子家庭では約3割となっています。求職活動中に感じた問題点としては、母子家庭で約4割、父子家庭で約2割が「時間条件が合わなかった」と答えており、家事と育児、就業の両立に困難を感じていることがうかがえます。

一方、「働いていない」という人も、母子家庭、父子家庭ともに2割前後おり、ひとり親家庭の経済的な自立が難しいことも課題となっています。また、就労に関して望む施策としては、「正規雇用での就労機会の拡充」や「ひとり親家庭に対する雇用側の配慮の推進(啓発)」といった、企業への啓発面への希望が高くなっています。

就業経験が少ないことや、子どもを抱えているために就業時間などに制約があることを問題にされることなどが重なり、安定した収入や雇用条件の職業に就きたいことが課題であると考えられます。

就労に向けた資格取得についても、講座開催について「受講料の軽減」を配慮してほしいと回答している人が6割おり、また「居住地に近い場所での開講」「土日祝の開講」といった要望もあり、こうした多様なニーズにも対応しながら、より身近な環境でスキルアップを図れる機会が求められています。

ひとり親家庭が十分な収入を得て、安定した生活を送ることができるよう、就業・自立支援事業の拡充、就業機会創出のための支援など、就業支援の充実が求められます。

●子育てや生活に関する課題

ひとり親家庭においては、母親、父親が自らの仕事と家事、子育てのすべてを一人で担わなければならない分、家事、子育てに対する負担感は大きくなります。

アンケート調査結果によると、子育てと仕事の両立に関しての支援策として、「子どもが病気になったときに、子どもの世話をしてくれる人や場所」を求める人が母子・父子ともに4割を超え、「希望するときに待機なしで保育所に入所できること」を求める人は母子家庭で3割を超えています。

就学前、就学後の子どもをもつ母子家庭における子育て支援の利用状況では、「認可保育所(園)」や「留守家庭児童育成クラブ」の利用率は高いものの、その他の「ベビーシッター、ヘルパー」や「ファミリー・サポート・センター」などはほとんど利用されていないことがアンケート結果からわ

かります。ヒアリング調査などからは、利用に際しての時間制限や費用負担の面で使いづらくなっているという声もあります。日常生活においても、安心して子育てと就業の両立ができるよう、今後も生活・子育て支援の充実が求められます。

また、ひとり親家庭の生活支援として「母子家庭等日常生活支援事業(ヘルパー派遣)」「ショートステイ(子育て短期支援事業)」「トワイライトステイ(子育て短期支援事業)」「ファミリー・サポート・センター事業」を実施しているところですが、アンケート調査の中では、こうしたサービスを知らないとする割合が依然6割を超えています。情報を必要としている人に行きわたるよう、情報提供に工夫が必要です。

子どもは、家庭から保育所や学校、留守家庭児童育成クラブ、子育て短期支援事業の実施場所など、現行のしくみの中で大人の都合に合わせて、転々と居場所を変えなければならず、子どもにとっては負担になる場合も考えられます。また、母子、父子を問わず親との離死別や、その後の生活の変化は、子どもの精神面に大きな影響を与えます。子どもの安心できる居場所づくりとともに、成長過程における諸問題について気軽に相談できる場所や支援が必要とされます。

アンケート調査によると、子どもに関する悩みとして母子家庭の約6割、父子家庭の約4割の人が「子どもの教育・進学に関することが不安である」と答え、「子どもとの団らんの時間が十分とれない」と答えている人は母子・父子ともに約3割います。親が働きに出て、親との団らんの機会を持つことが少なく、様々な悩みを子どもが一人で抱えてしまうことが多くあります。そういった子どもたちの精神的サポート体制が求められています。

また、生活についての悩みの中では、賃貸住宅を探すときや入居の際に困ったこととして、6割以上の方が「家賃が高い」と答えています。また、自身に関する悩みとして「住宅に関すること」も母子家庭で2割、父子家庭で1割の方が回答しており、自分の収入と、子どもにとって良い生活環境を与えることを両立させることに困難さを感じていることがうかがえます。

●養育費に関する課題

未成年の子どもがいる夫婦が離婚した場合、父母のどちらかを親権者として定めることになりませんが、その養育に対する責務は両親にあり、離婚により変わるものではありません。母子及び寡婦福祉法の第5条において、ひとり親家庭の子どもに対して、子どもを監護しない親にも扶養義務の履行に努めなければならないとし、国及び地方公共団体は子どもを監護しない親の扶養義務の履行を確保するために広報その他適切な措置を講ずるように努めなければならないと明記しています。

アンケート調査結果によると、現在養育費を受け取っている母子家庭は2割弱に留まっています。「以前は受け取っていたが、現在は受け取っていない」という家庭も1割あり、ほとんどの家庭で養育費を受け取っていないことがわかります。養育費を受け取ったことのない母子家庭の母親のうち、養育費を受け取っていない理由として、母子家庭の約半数が「関係を断ち切りたかった」と答えています。また、養育費の取り決めをしたものの、約6割の家庭で取り決めが守られておらず、そのうちの4割の家庭ではそれに対する対応を「何もしていない」と答えています。

養育費の確保は、ひとり親家庭の子どもの当然の権利であり、健やかな成長のために欠かせな

いものであるという観点から、養育費の履行を当事者のみにゆだねるのではなく、ひとり親家庭の子どもが必ず養育費を取得できるよう、養育費に関する広報・啓発活動を推進する必要があり、相談、支援体制の充実が求められます。

●経済的状況に関する課題

アンケート調査によると、母子・父子家庭の約4人中3人が現在の生活状況が「苦しい」または「大変苦しい」と答えています。また、現在の心配事や悩みについても、母子家庭、父子家庭、寡婦のいずれにおいても「生活費が少ない」ことが最も多くあげられていることから、ひとり親家庭の経済的な状況が悪いことがうかがえます。年間総収入をみても、母子家庭で200万円未満と答えた方が半数を超えており、ほとんどのひとり親家庭が、全国の世帯の平均収入(547.5万円 平成21年国民生活基礎調査より)を大きく下回っている状況となっています。アンケートの自由意見では、「子どもの教育費にもっと支援がほしい。向学心のある子も金銭面で進学を諦めないといけないうのは辛い。」といった意見が寄せられており、就学援助への必要性が高くなっています。

今後の国や市の施策への要望でも、母子家庭・父子家庭では「子ども手当・児童扶養手当等の経済的支援の充実」や「子どもの就学援助の充実」、寡婦では「年金額の増額等」や「医療費助成制度の充実」といった経済的支援への要望が高くなっており、今後の支援策の検討が必要です。

本市におけるひとり親家庭は、母子世帯を中心に増加しています。生活保護受給母子世帯も増加傾向にあり、依然、ひとり親家庭の経済状況は悪い状態にあると言え、これからも経済的支援の拡充が望まれます。

●相談機能・情報提供に関する課題

アンケート調査によると、悩み事の相談相手は「友人・知人」が母子家庭で約7割、父子家庭で約4割とそれぞれ最も多くなっています。一方、「市役所」や「母子家庭関連団体」といった回答は非常に低くなっており、こうした公的な相談体制が有効に活用されていない状況がわかります。また、子育てや就業に関するサービスや機関の今後の利用においても、ハローワークや各種手当などの制度に比べ、母子福祉推進委員やコミュニティソーシャルワーカーといった人的な支援策については周知が必要です。

また、アンケート調査によると、児童扶養手当、ひとり親家庭医療費助成と奨学金、学費減免などについては認知度が高いものの、母子家庭自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練促進費等については「知らない」とする割合が4割を超えています。これらの事業は、当事者からの申請に基づく事業であることを考慮し、インターネットや携帯電話など、多様な媒体を活用して広く情報提供していく必要があります。

本市においては、現在、東、中、西福祉事務所に「母子自立支援員」をそれぞれ複数名ずつ配置し、ひとり親家庭の自立に向けた総合的な支援に取り組んでいます。母子自立支援員の業務は、ひとり親家庭に対して自立に必要な情報提供や相談に応じるものですが、様々な個別の相談に適切な指導・助言を行うためには、ひとり親家庭や就業に関する法制度や就業支援施策などについて

て十分な知識を持ち、相談に関して十分な経験を有する必要があります。また、ひとり親家庭にかかわる担当窓口や関係機関の担当者は、ひとり親家庭の当事者と直接対応する立場にあることから、一人ひとりの個別の不安や悩みに的確に対応できなければなりません。より専門性を高めるための研修会への参加などを通して知識を深め、資質の向上に努めることが求められます。

●関係機関及び当事者同士の連携の強化

ひとり親家庭の自立促進に向けて有効な支援を行っていくためには、自治体だけでなく、関係機関や母子寡婦福祉団体、市民活動団体など様々な関係者が協力し連携しながらきめ細やかな施策を展開することも重要です。

また、ひとり親家庭の一人ひとりの心の安定と相互の自立を促すためにも、ひとり親家庭の当事者、支援者同士で情報交換や交流を深めるための場が必要です。ひとり親家庭になった場合、急な生活環境の変化と生活費の確保のため、就業経験の有無にかかわらず、ひとり親家庭の親は就業に迫られます。子育てとの両立をしながら自らの就職活動を進めることは非常に苦勞が多く、精神的な支えともなる相談できる存在が必要です。

アンケート調査では、悩み事の相談相手が「特にない」という人が母子家庭で1割、父子家庭で2割おり、ひとり親家庭の孤立化がうかがえます。一方、2割以上の人が「同じ境遇の仲間同士で気軽に相談し合える場」が必要であると答えており、行政としても、ひとり親家庭の親子、寡婦の自主的なグループや団体活動を支援していく必要があります。

(2) 家庭ごとの課題

●母子家庭

母子家庭においては、特に就業と収入、保育や教育、住居、養育費について、課題となっています。

まず、就業に関しては、母子家庭の母親の8割は就業しているものの、4割以上の人は「パート・アルバイト」といった非正規雇用となっています。母子家庭の母親は、父子家庭の父親に比べてひとり親家庭になった前後で仕事を続けられた割合が半分以下となっており、離婚など個人的な変化と就業上の変化が同時に起こりやすくなっています。また、収入については、年間総収入が低いことが課題として挙げられます。経済協力開発機構(OECD)の相対的貧困率の定義である3人世帯での年収 224 万円を下回る、年収 200 万円未満の家庭が約6割となっています。就業に向けた能力開発への支援や、就業に関する情報提供を行うことなどにより、正規雇用やより収入の高い就業などをめざすだけでなく、民間企業に対しての、母子家庭の母の雇用に関する啓発・促進が求められます。

保育については、就業のために親が不在時の保育が重要であり、求職活動や職業訓練と、子育てとの両立が今後ますます重要となることから、多様な子育て支援制度の活用が求められます。

子どもの教育の面では、自分自身の仕事の忙しさなどで子どもとの時間が作れないこと、子どもの進学のための費用がかかることなどから、子どもの将来のことについて不安を抱えています。親への経済的な支援とともに、子どもへの支援も必要とされています。

住居については、ひとり親になった直後に親や親族の元に身を寄せている状況があり、そういった身寄りが近くに無い場合は、家賃の高い民間賃貸住宅に入居せざるを得ない状況となっています。ひとり親家庭になった直後の住居の確保についての支援や、その後の生活の上での家賃軽減につながる支援が求められます。

養育費については、大半の家庭では養育費が支払われていない状況にあり、生活費に困るなど、経済的に不安定な状況におかれていることが課題です。この原因としては、養育費は子どもの権利であるという認識の欠如と、実際の履行の可能性や手続の複雑さから実行に踏み切れていない状況が考えられ、啓発の実施と相談支援体制の充実が求められます。

また、若年層の母子家庭においては、経済的な自立が難しいため、親族の支援を受けている家庭がインタビューからも多くみられ、自立に向けた支援が必要とされています。支援についての情報が行きわたるように、インターネットや携帯電話などを活用し、情報提供を行うとともに、子育てと仕事や学業の両立ができるように、保育サービスなどの子育て支援策の充実が求められています。

●父子家庭

今回のアンケート調査ではひとり親家庭になった前後で「そのまま仕事を続けた」という人が6割ほどいたものの、「転職した」という人が2割、「仕事をやめ、無職になった」という人も1割弱と母子家庭の母と同程度の割合で発生しています。また、母子家庭の母親に比べて、若干、就業率が低くなっていましたが、「自分の健康状態等に問題があった」「年齢制限のため仕事がなかった」といった問題を抱えていることがわかります。

アンケートでの父子家庭の父親にとっての主な悩みは、「生活費が少ない」と母子家庭の母親と同じ結果となっていますが、「借金があること」「子育てや家事を手伝ってくれる人がいない」といった悩みは母子家庭の母親の回答の2倍前後と多くなっています。子どものしつけなどの子育てと、炊事などの家事といった日常生活における支援が求められています。

父子家庭の父親のうち悩み事の相談相手が「特にいない」と答えている人が2割おり、子育てに対する不安や負担感を抱えて孤立しないように、行政や地域社会が、気軽に利用しやすい十分な相談体制を整えておくことが求められます。今後の支援に関する情報提供を検討していく必要があります。

また、これまでのひとり親家庭への支援は、母子家庭を対象にしたものがほとんどですが、父子家庭の父親からは、母子家庭と同様の支援を望む声も寄せられており、父子家庭においてもひとり親家庭に対する施策としての充実が必要です。



●寡婦

寡婦においては、約7割が70歳以上となっており、高齢期の生活の不安については6割の人が「健康で過ごせるか」と答えています。65歳未満の寡婦では「経済的にやっていけるか」という回答も多くなっており、健康や将来(老後)に不安を持つ人が多く、就業と収入、高齢期における医療費についても課題となっています。

65歳未満の寡婦も約7割は働いていますが、母子家庭の母親と同様に、父子家庭の父親に比べて「正社員」の割合が少なくなっています。また、「パート・アルバイト」が多く、年収200万円未満の家庭が4割を超えており、収入が低い状況にあります。求職活動を行っている際の問題点も、65歳未満の寡婦では「年齢制限があった」や「収入条件が合わなかった」、「求人が少なかった」などが約3割と高くなっています。働いていない理由としても「年齢制限のため仕事がなかった」という人が2割おり、就職することが困難な状況であることがうかがえます。

そのため、日常生活面の支援とともに、事業主に対する寡婦の雇用に関する啓発・促進が求められます。また、今後も寡婦の高齢化は進んでいくと考えられ、ひとり親家庭としての支援とともに、高齢者福祉施策としての対応が求められています。



第3章 計画の基本目標

第3章 計画の基本目標

1. 基本理念

ひとり親家庭が社会の一員であり、その誰もが自らの力を発揮して、希望をもってしあわせな生活を送ることができる社会づくりを進めます。また、ひとり親家庭の親が仕事と家庭のバランスのとれた生活を送り、共に子どもを育むことのできるまちをめざします。

2. 基本目標

「ひとり親家庭の一人ひとりが安心して暮らせ、
子育ての喜びが実感できるまち」

3. 基本的な姿勢

- きめ細やかな福祉サービスを提供し、ひとり親家庭の自立を支援するしくみづくりを進めます。
- ひとり親家庭の子どもが安心して、自分らしくいられるよう、生活環境を整備します。
- ひとり親家庭であることが不利にならない社会を実現するため、社会に働きかけます。

(1) 市の役割

ひとり親家庭の誰もが本市で暮らしてよかったと実感できるよう、支援を推進するとともに、民間企業や団体などの様々な主体の取り組みとのパートナーシップを構築し、きめ細やかな自立支援を推進します。

(2) 教育・養育機関の役割

教育・養育機関は子どもを持つひとり親家庭にとって最も近い存在であり、親子ともに接する機会が多くあります。その特性を活かし、市や地域と連携してひとり親家庭に密着した支援の主体としての役割を果たします。

(3) 当事者の役割

この計画の対象となる当事者は、自らの生き方に誇りを持ちながら、生活の自立と向上に努めます。また、ひとり親家庭の孤立化による問題の発生や拡大を防ぐためにも、当事者間の交流を深め、共に助け合う環境づくりを進めます。

(4) 企業・事業所の役割

企業・事業所においては、「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」にも明記されているように、ひとり親家庭の母の雇用を進めることが求められています。また、子育て支援制度の導入や職場の雰囲気づくりをするなど職場環境を整備することで、仕事と家庭生活の両立ができるような支援も必要とされています。

(5) 市民・地域・市民活動団体の役割

ひとり親家庭が社会を構成する家族形態のひとつとして受け入れ、その親と子の人権を侵害することのないよう、ひとり親家庭の抱える課題を正確に理解し、協力していきます。

地域においても、ひとり親家庭が安心と喜びを持って暮らせるよう、温かく見守り、支援していきます。

社会福祉法人やNPOなどの様々な団体には、その設立目的やそれぞれの特性を活かし、行政とも連携・協働しながら、子育てや就業など様々な場面における支援を行うことが求められています。

4. 施策の基本的な方向

ひとり親家庭は一人で子育てや家事と仕事を両立させなければならず、経済的に自立するための就業支援とともに、子育てや生活面で様々な支援が求められています。ひとり親家庭の親と子が、安心して暮らすことができ、子どもの最善の利益が尊重されるよう、以下に掲げる6つの基本的な方向を設定し施策を推進していきます。

(1) 就業の支援

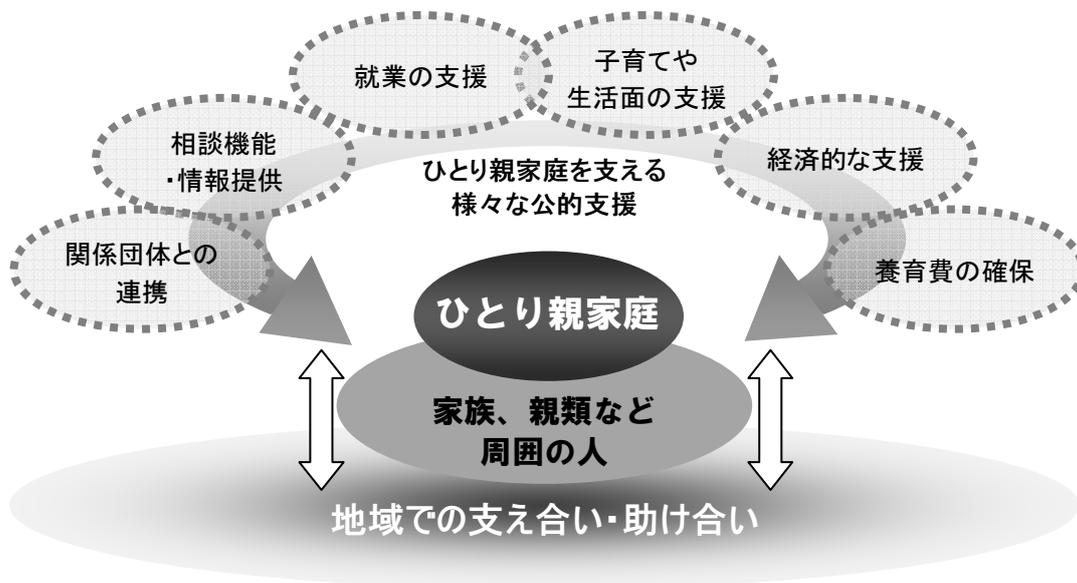
ひとり親家庭が十分な収入を得て、自立した生活を送ることができるよう、一人ひとりに合わせたきめ細やかな支援を行います。また、就職が円滑に進むよう、関係団体等との連携強化・協力を促進し、就職情報の提供や雇用の促進についても検討を進め、就業面での支援体制を更に充実させます。

(2) 子育てや生活面の支援

ひとり親家庭が安心して子育てができ、子どもたちが健やかに成長できるよう、子育て支援施策の充実や家事などの生活支援を行います。また、ひとり親家庭の子どもが気軽に相談できる場や子どもの居場所の確保など、子どもへの支援の充実を図ります。

(3) 養育費確保の促進

ひとり親家庭の子どもが養育費を確保できるよう、専門家による相談体制を整えるとともに、養育費の支払いについては、親の責務であることの普及・啓発を行います。



(4) 経済的な支援

生活基盤や経済的基盤の安定を図るため、児童扶養手当や母子寡婦福祉資金貸付などによる経済的支援を推進します。

(5) 相談機能や情報提供の充実

ひとり親家庭になる前後からのあらゆる相談に対応できるように相談体制の充実を図ります。また、支援制度・サービスを利用しやすくするために、積極的に情報提供を行います。

(6) 母子寡婦福祉団体等との連携強化

母子寡婦福祉団体や関係機関との連携を強化するとともに、市民活動団体、民間企業などに対し、ひとり親家庭への理解と協力を求めるなど、相互の連携に努めながら施策を展開していきます。

5. 施策の実施に向けた視点

本市におけるひとり親家庭に関する今後の施策展開に向けては、アンケート調査結果や第一次計画の事業の実施状況等を踏まえ、次の3つの視点から各施策を横断的に実施していきます。

【1】ひとり親家庭の社会的な自立と生活の安定に向けて

ひとり親家庭の誰もが自立に向けて進んでいけるよう、それぞれの家庭のニーズを十分に把握するための相談体制を整備するとともに、離別等の状態から生活のリズムが整うまでの、それぞれの段階に沿ったニーズに合わせて相談や支援サービスの提供を行い、各家庭が経済的、精神的に自立できるよう促します。

【2】子どもの健全育成に向けて

ひとり親家庭の子どもが十分な教育を受けることができ、将来の自立に向けた機会を確保するだけでなく、養育費など子どもの権利がしっかりと守られるよう、子どもの成長段階に合わせて適切な支援を展開していきます。

【3】公平な社会の実現に向けて

ひとり親家庭が生活を送る中で、その親が十分な就労機会を得ることができないなど、不当な差別を受けることがないよう、親子ともに社会に受け入れられ、幸せな生活を送ることができるよう、地域ぐるみの支援を促進します。

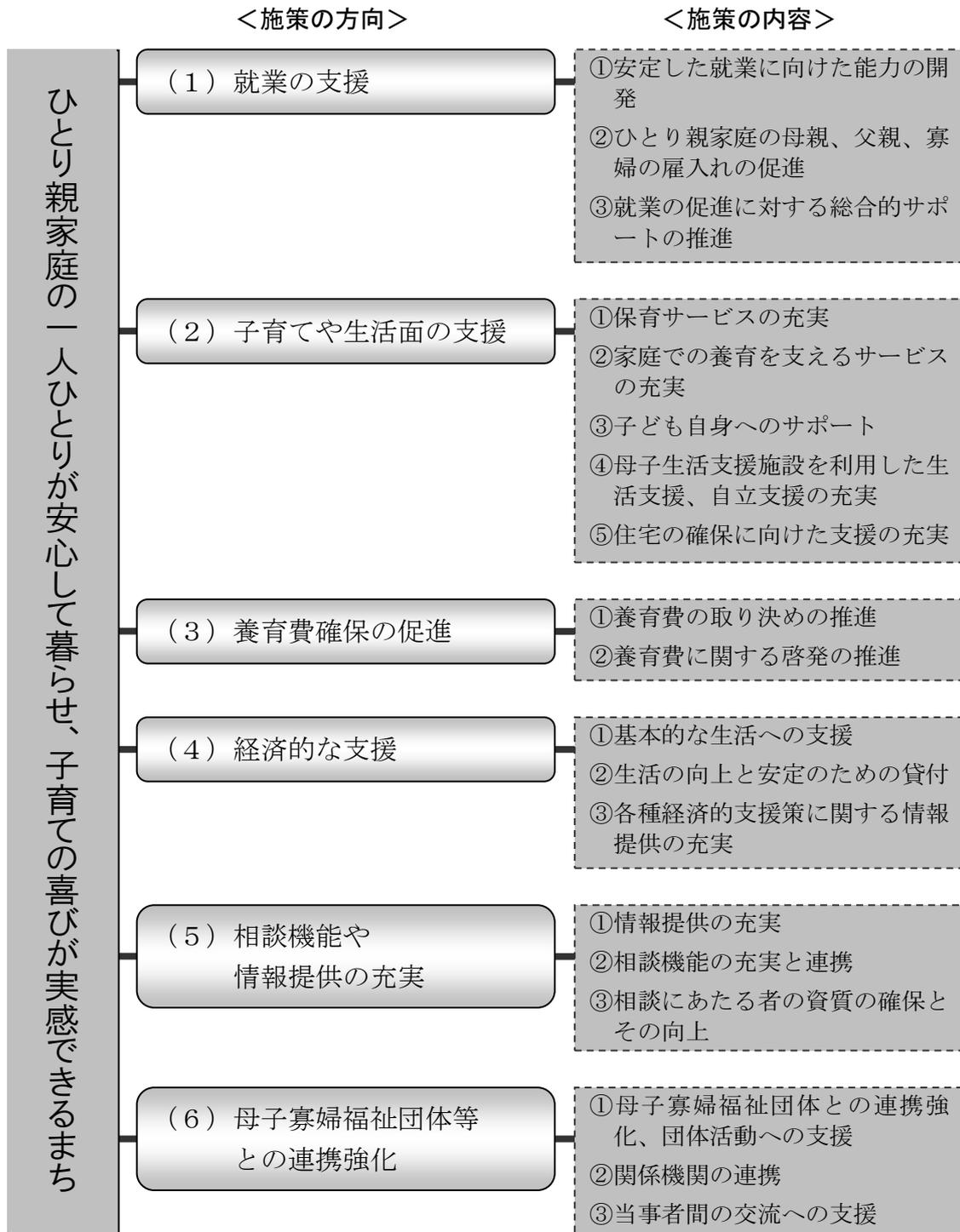
特に、父子家庭においては、これまで支援の手が届きづらかったこともあり、母子家庭、寡婦とともに十分な支援が得られるような情報提供を行います。



第4章 具体的な自立支援プログラム

第4章 具体的な自立支援プログラム

1. 施策の体系



ひとり親家庭のライフステージごとの支援イメージ

離別などによる生活の激変

喫緊の
問題解決
の支援

- 離婚相談・養育相談〔福祉事務所、市・法律相談、男女共同参画センター、母子家庭等就業・自立支援センター〕
- 母子生活支援施設の入所〔福祉事務所〕

ひとり親家庭として新たな生活を築き始める時期

生活基盤
確保の
支援

- 公営住宅の申し込み〔府・市住宅担当課〕
- 児童扶養手当などの申請〔国民年金課〕
- ひとり親家庭医療費などの助成制度の申請〔医療助成課〕

子育てに
関する
支援

- 保育所への入所申し込み〔福祉事務所〕
- 留守家庭児童育成クラブへの入所の申し込み〔運営委員会〕
- 日常生活支援事業（ヘルパーの派遣）〔こども家庭課〕
- ファミリー・サポート・センター事業
- 子育て短期支援事業
- 病児・病後児保育事業
- 市や母子寡婦福祉団体の交流会〔こども家庭課〕
- 奨学金・学費免除の利用
〔教育委員会・学事課、日本学生支援機構、大阪府育英会〕
- 子育て相談
〔保健センター、福祉事務所、保育所、子育て支援センター〕

就業に
関する
支援

- 就業相談
- 求人情報
- 就業支援講習会
- 資格・技能習得の経済的支援〔こども家庭課〕
- プログラム策定事業〔福祉事務所〕

生活のリズムが整った時期

- 母子寡婦福祉資金の貸付〔福祉事務所〕
- 日常生活支援事業（ヘルパーの派遣）〔こども家庭課〕
- 市や母子寡婦福祉団体の交流会〔こども家庭課〕

緊急時の支援

- 女性のドメスティック・バイオレンス（配偶者等からの暴力）被害対策
〔男女共同参画センター、福祉事務所〕
- 病気になったときの経済的、生活支援〔福祉事務所〕

2. 具体的施策の方向

(1) 就業の支援

ひとり親家庭が十分な収入を得て自立した生活を営めるように、一人ひとりの状況(家庭状況、資格、経験など)に応じた就業相談や職業能力向上のためのセミナー、職業訓練の実施など、安定した就業に結びつくための総合的な就業支援体制を整備します。

また、企業・事業所等に対しては、ひとり親家庭の親が安心して仕事と子育ての両立ができるような社会的風土を醸成するための情報提供や啓発を進めます。

① 安定した就業に向けた能力の開発

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
“母子家庭等就業・自立支援センター”事業の推進	仕事と子育てとの両立支援が総合的に進められるよう、大阪府と共同して実施している「母子家庭等就業・自立支援センター」事業を推進します。 ひとり親家庭の親を対象に、就業に関する相談や技能習得講習会の実施、就業情報の提供など、一貫した就業支援サービスを実施し、円滑な就職につなげます。 また、在宅就業推進事業の実施を検討していきます。	○	○ (一部)	○
就労支援講習会の実施	就労支援センターなど関係機関と連携して、ひとり親家庭の方ができるだけ有利に就職できるよう、就職時の基礎知識や心構えを習得するセミナーを実施し、円滑な就職につなげます。	○	○	○
ハローワークなどが実施するセミナーや講習会の情報提供の充実	各種機関が行う就業支援講習などの情報を積極的に収集し、様々な媒体を通じて積極的に提供します。	○	○	○
母子家庭自立支援教育訓練給付金事業の実施	教育訓練給付講座を受講した場合に受講料の一部を補助し、就業を支援します。(雇用保険の教育訓練給付制度の受給資格を有しない方)	○		
高等技能訓練促進費事業の実施	経済的自立に効果的な資格(看護師や介護福祉士など)を取得するために2年以上修業する場合、一定の期間修業中の生活の負担を軽減することを目的として補助をします。	○		

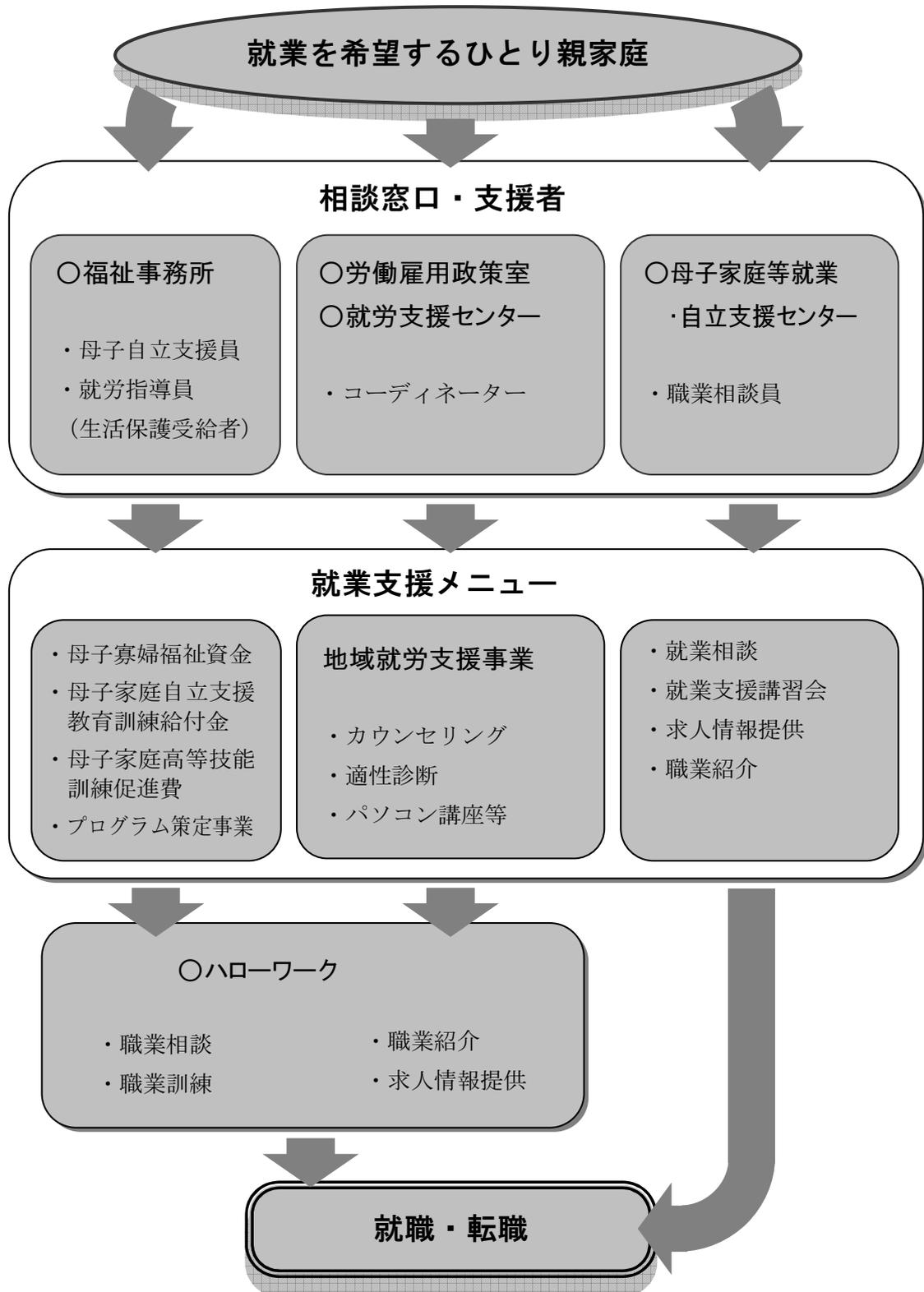
② ひとり親家庭の母親、父親、寡婦の雇入れの促進

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
若年者等トライアル雇用支援金の活用促進	国(ハローワーク)はトライアル雇用奨励金制度により、母子家庭の母親などの雇入れを促進しており、本市においても、事業所に対して、若年者等トライアル雇用支援金制度により補助しており、母子家庭の母親などの雇入れを促進するよう働きかけます。	○		○
雇入れの促進	事業所や経済団体に対して、ひとり親家庭の母親、父親、寡婦の就業促進に向けての働きかけを進めます。	○	○	○
公共施設などにおける母子家庭の母親などの雇用の促進	公共施設などにおける母子家庭の母親や寡婦の雇用の促進に努めます。	○		○
プログラム策定事業の実施	児童扶養手当受給者の自立を促進するために、個々の児童扶養手当受給者の状況などに対応した自立支援プログラムを母子自立支援員が策定し、母子家庭等就業・自立センター事業等の活用やハローワークなどの関係機関との連携を図りながら、きめ細やかで継続的な自立・就労支援を実施します。	○	○	

③ 就業の促進に対する総合的サポートの推進

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
ハローワークなどの関係機関との連携強化	求人情報の迅速・円滑な提供と、効果的な指導が受けられるよう、母子自立支援員、就労支援センターやハローワークなど、就業にかかわる関係機関との連携を強化し、雇用の促進に努めます。	○	○	○
ワークサポート事業の実施	障がい者、母子家庭の母、中高年齢者等で、就労意欲がありながら、さまざまな阻害要因を抱えているため就労できない就労困難者等に対して就労支援を行います。	○	○	○
子育てと仕事の両立を可能にする雇用環境の整備	ひとり親家庭の親が安心して子育てと仕事の両立ができるように、性別によって差別されることなく、男女が働きやすい職場環境づくりに向けた啓発を行います。	○	○	○
優良社会貢献事業所表彰	母子家庭の母親の就業促進に理解があり、母子家庭の母親が継続的に就業可能となっているなど、職場環境が良好で他の模範となる事業所を表彰します。	○		○

相談から就業までの一貫した就業支援事業の流れ



(2) 子育てや生活面の支援

子育てや家事などの生活上の負担を軽減し、ひとり親家庭の親が安心して子育てと仕事、あるいは就業のための訓練を両立させることができるように、多様な子育て支援サービスを提供します。

子育てや生活支援にあたっては、地域の資源や人材を活用し、地域全体で支えていくようなしくみづくりを進めます。

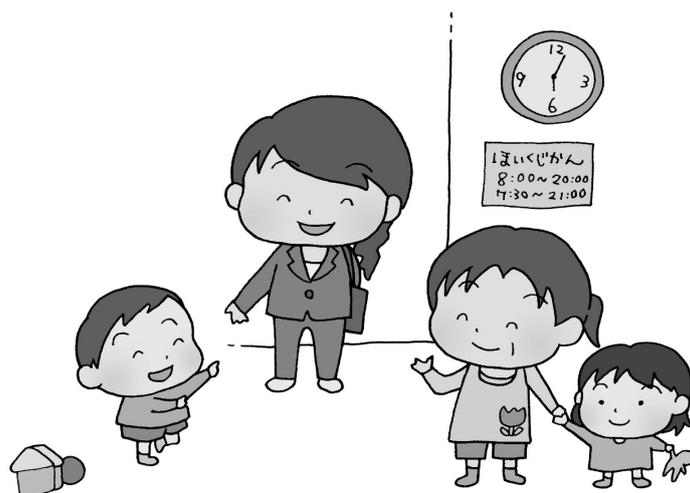
また、子どもたちが安心できる居場所づくりと、悩みごとを気軽に相談できる場所など、心身ともに健やかに育つことができるよう、支援を行います。

① 保育サービスの充実

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
保育所への優先入所	未就学児のいるひとり親家庭の親が安心して就業や求職活動を行えるよう、保育所入所の優先度を高めます。	○	○	
延長保育事業の充実	ひとり親家庭の親が仕事と子育ての両立ができるよう、延長保育事業の充実に努めます。	○	○	
一時保育促進(一時預かり)事業の拡充	求職活動をするひとり親家庭の親が利用しやすいよう事業の拡充を検討します。	○	○	
病児・病後児保育事業の充実	子育てと就労支援の一環として、保育所(園)や幼稚園に通所している児童もしくは、小学校1年生から3年生までの児童が、病気などの「回復期」もしくは、「回復期に至らない場合」で集団保育が困難な場合、児童をお預かりし保育や看護を行います。	○	○	
留守家庭児童育成クラブの充実	小学校低学年(1～3年生)を対象とし、放課後に保護者が家庭にいない児童を預かり、留守家庭児童の健全な育成を図ります。	○	○	

② 家庭での養育を支えるサービスの充実

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
日常生活支援事業の充実	ひとり親家庭の親が一時的なけがや病気、冠婚葬祭、就職活動などで、一時的に生活援助・保育などのサービスが必要になったとき家庭生活支援員(ヘルパー)を派遣し、生活の安定を図ります。	○	○	○
ファミリー・サポート・センター事業の実施	仕事と家庭の両立を支援するため、子育ての援助が必要な人と援助ができる人が会員となり、相互の扶助活動を支援します。	○	○	
子育て短期支援事業の実施	保護者が病気、出張、事故など(ショートステイ)、仕事のため帰宅が常に夜間にわたるなど(トワイライトステイ)、一時的に家庭において子どもの養育が困難になった場合、児童養護施設等で子どもを預かります。	○	○	
小地域ネットワーク活動事業の充実	地域の高齢者、障がい者(児)、及び子育て家庭など、支援を必要とする人が安心して生活できるように、小地域(おおむね小学校区)を単位とする地域住民による「支え合い」「助け合い」活動を展開し、あわせて地域における福祉の啓発と住みよい福祉のまちづくりを進めます。	○	○	○



③ 子ども自身へのサポート

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
留守家庭児童育成クラブの充実 (再掲)	小学校低学年(1~3年生)を対象とし、放課後に保護者が家庭にいない児童を預かり、留守家庭児童の健全な育成を図ります。	○	○	
スクールカウンセラーの活用	高度な専門知識・経験を有するスクールカウンセラーを全市立中学校・日新高等学校に配置し、市立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校の子どもたち及び保護者に対応します。 学校園のいじめや不登校など、子どもを取り巻く課題への対応及び、子育てに不安を抱える保護者に対して、教育相談機能の充実を図ります。	○	○	
スクールソーシャルワーカーの活用	高度な専門知識・経験を有するスクールソーシャルワーカーを必要に応じて学校園に派遣します。 福祉的な視点で、子どもに関わるすべての背景や状況を視野にいれて分析し、関係機関と調整・連携を進めながら、子どもの取り巻く環境の改善を図ります。	○	○	
子ども専用電話相談の実施	子ども専用電話相談ダイヤル(「いじめ・悩み 110番」)を設け、子どもがいじめその他の悩みを直接相談できる機会を作り、早期の発見、早期の対応の充実を図ります。	○	○	

④ 母子生活支援施設を利用した生活支援、自立支援の充実

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
母子生活支援施設のあり方の検討	母子生活支援施設では、援助を必要とする母子家庭の親子が一緒に入居し、安心して自立に向けた生活を営み、早期に自立が図れるよう、生活の様々な相談や支援を行います。 施設の老朽化にともなう今後のあり方について、事業の実施主体も含め検討を行います。	○		

⑤ 住宅の確保に向けた支援の充実

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
公営住宅への優先入居	府営住宅の福祉世帯向け募集についての情報提供を積極的に進めるとともに、市営住宅においても、福祉世帯向け住宅の確保について検討します。	○		



(3) 養育費確保の促進

子どもの養育に対する責務は両親にあり、離婚によって変わるものではなく、子どもを監護しない親として養育費の支払いは当然の責務です。養育費は子どもの健やかな成長にとって重要であることを広報・啓発するとともに、養育費の確保ができるよう、その取り決め書類の作成や履行確保などの相談支援を充実します。

① 養育費の取り決めの推進

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
法律相談の実施	養育費の取得について弁護士による相談事業を実施します。 「女性のための法律相談」のなかで、離婚、養育費に関する相談にも対応します。	○	○	
養育費取得に関する情報提供	母子自立支援員などの相談員を通して、養育費取得に必要な知識や文書での養育費の取り決め方法など、養育費取得に関する情報を提供していきます。	○	○	
母子家庭等就業・自立センター事業としての養育費相談の実施	母子家庭等の養育費の確保のため、養育費に関する専門知識を有する相談員を設置し、養育費に関する相談や情報提供を行います。	○	○	

② 養育費に関する啓発の推進

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
養育費確保に関する広報・啓発の実施	養育費の負担は、子どもの親として当然の責務であるという社会的気運を高めるため、様々な機会や方法で広報、啓発を行うとともに、相談機関の周知、啓発を進めます。	○	○	

(4) 経済的な支援

ひとり親家庭に対する経済的支援策として、児童扶養手当の支給やひとり親家庭医療費の助成、母子寡婦福祉資金貸付などを行います。父子家庭においても経済状況が厳しいことを認識し、必要な支援が得られるように努めます。

また、これらの制度について積極的に情報提供を行うとともに、利用者の立場に立った貸付・給付事務の実施に努めます。

① 基本的な生活への支援

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
児童扶養手当	父母の離別や死亡などにより児童を養育している父母などに支給します。	○	○	
子ども手当	中学校修了前の子どもを養育している人に支給します。	○	○	
ひとり親家庭医療費の助成	ひとり親家庭の生活の安定と児童の健全な育成を図るため、児童扶養手当、遺族年金などを受けている、もしくはそれに準ずる基準を満たすひとり親家庭の医療費の自己負担分の一部を助成します。	○	○	

② 生活の向上と安定のための貸付

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
母子寡婦福祉資金の貸付	生活の安定と向上のため、経済的自立の助成及び生活意欲の助長を図ることを目的として、無利子または低金利で修学資金、就学支度資金、技能習得資金、生活資金など12資金の貸付を行います。	○		○

③ 各種経済的支援策に関する情報提供の充実

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
経済的支援策に関する情報の周知徹底	児童扶養手当など経済的支援策のパンフレットの配布や就業支援に関する情報などについてきめ細やかな情報提供を行います。	○	○	○

(5) 相談機能や情報提供の充実

一人で仕事や生活(子育て)も担うことになった状況を受け止め、安定した将来設計ができるよう、母子自立支援員を中心に、担当各課、母子福祉推進委員、民生委員・児童委員、母子寡婦福祉団体などと連携を図りながら相談体制を充実します。

また、パンフレットなどの配布やインターネット、携帯電話など様々な媒体を活用した情報提供を行い、支援策の一層の周知を図ります。

① 情報提供の充実

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
相談窓口の周知徹底	必要なときに適切なサービスが受けられるよう、市や福祉事務所などで行っている生活支援や子育て支援、就業支援などの各制度に関する情報や相談窓口について、広報紙やパンフレット、インターネット、携帯電話など多様な媒体を通じて一層の周知を図ります。	○	○	○
情報コーナーの設置の検討	ひとり親家庭にとって必要な情報が行き届くよう、気軽に情報収集ができるようなかたちでの情報コーナーの設置を検討します。	○	○	○

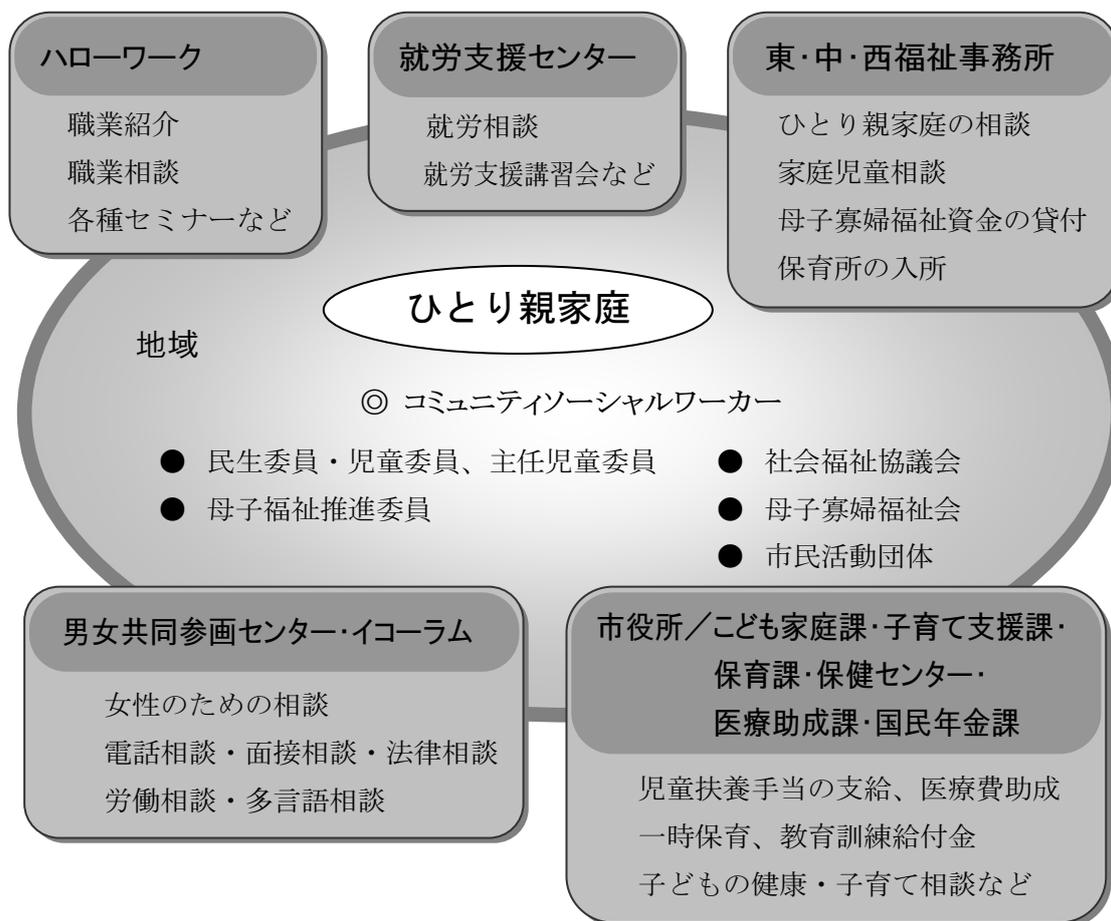
② 相談機能の充実と連携

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
母子自立支援員による相談活動の推進	各福祉事務所に配属された母子自立支援員が、母子寡婦福祉資金の貸付などの手続き業務をはじめ、住宅や生活、子育ての問題、就業相談・支援、離婚・離婚前相談など、ひとり親家庭に対して自立に必要な情報提供や相談にあたります。	○	○	○
各種相談機関の機能充実と連携の強化	電話及び窓口において、ひとり親家庭の生活全般についての相談や心理面のケアに対応し、総合的な支援を行うために、福祉事務所やハローワーク、就労支援センター、子ども家庭センター、男女共同参画センター、保育所など関係諸機関との連携を一層密にします。	○	○	○
地域における相談機能の充実	地域における民生委員・児童委員、主任児童委員、母子福祉推進委員、コミュニティソーシャルワーカーが、ひとり親家庭の抱える悩みについて相談に応じ、各種サービスの紹介など関係機関と連携して見守っていきます。	○	○ (一部)	○

③ 相談にあたる者の資質の確保とその向上

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
相談にかかわる者に対する研修などの充実	ひとり親家庭の個々の事情に応じたきめ細やかな相談に対応できるように、母子自立支援員、母子福祉推進委員、民生委員・児童委員、主任児童委員、東大阪市母子寡婦福祉会など、相談にかかわる者の専門性を高めるため、研修や交流機会を充実します。	○	○	○

相談・支援に関する連携図



(6) 母子寡婦福祉団体等との連携強化

東大阪市母子寡婦福祉会が本市のひとり親家庭の自立促進施策を進める上での協働のパートナーとして活動できるよう支援、連携します。

また、ひとり親家庭同士で経験や知識を分かち合うなど気持ちが共有できる自助グループの育成や、交流、ネットワークづくりを支援します。

① 母子寡婦福祉団体との連携強化、団体活動への支援

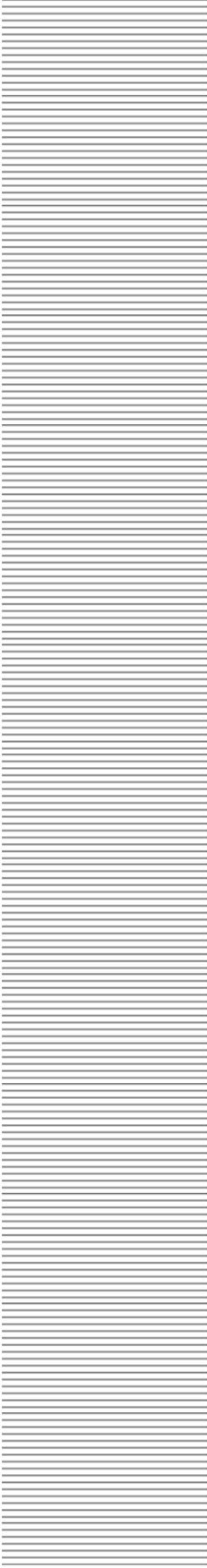
施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
母子寡婦福祉団体への優先的な事業発注の推進	公的施設内における自動販売機・売店などの設置や清掃事業の委託などの優先的な事業発注など、母子寡婦福祉団体の基盤拡充に向けた支援を行います。	○		○
母子寡婦福祉団体の活動への支援と連携	母子寡婦福祉団体の特性を活かした活動に対して適切な支援を行うとともに、必要に応じて協働していきます。	○		○

② 関係機関の連携

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
関係機関の連携強化	福祉事務所、母子自立支援員、教育委員会、ハローワーク、母子家庭等就業・自立支援センターなどの職員がひとり親家庭の自立促進支援を進めるため、連絡会議などを通じて情報交換を行い、一層の連携を図ります。	○	○	○

③ 当事者間の交流への支援

施策	内容	対象		
		母子	父子	寡婦
ひとり親家庭の交流の支援や自助グループの育成	母子寡婦福祉団体や男女共同参画センター・イコラームと連携し、ひとり親家庭が定期的に集い、情報交換や交流、相談などができるよう活動を支援します。	○	○	○



第5章 計画の推進に向けて

第5章 計画の推進に向けて

1. 関係部局との連携

本計画は本市におけるひとり親家庭における自立促進施策の指針となるものであり、推進にあたっては、国、大阪府、市内の人権、教育、労働、住宅など幅広い分野にわたる関係課との連携を図り、推進します。

2. 関係機関・団体等との連携

母子寡婦福祉会など当事者団体や民生委員・児童委員などをはじめ、保育所、幼稚園、学校、子育て支援センターなどの関係機関や、地域における産業、労働、福祉の関係者や事業者との連携を強化し、本計画を推進します。

3. 計画の普及、啓発活動

本計画の推進にあたっては、広報紙をはじめ、様々な媒体や機会を活用し、計画内容の広報・啓発に努めます。

4. 計画の進行管理

計画に定めた施策についての進捗状況の把握、計画の進行管理を行います。毎年、全庁的な進捗状況を把握し、「東大阪市社会福祉審議会」に報告するとともに市民に対しても公表していきます。

5. 計画の効果的な運用方法

今後の社会経済情勢の変化や国における関係法令の改正をはじめとした、ひとり親家庭に関する施策の見直しなどにより、本計画の取り組みが変わることも予想されます。

施策の展開に際しては、これらの状況の変化も踏まえながら、本計画が可能な限り着実に推進するよう努めるとともに、新たな制度に対しても積極的に取り組むなど、的確かつ柔軟に対応していきます。



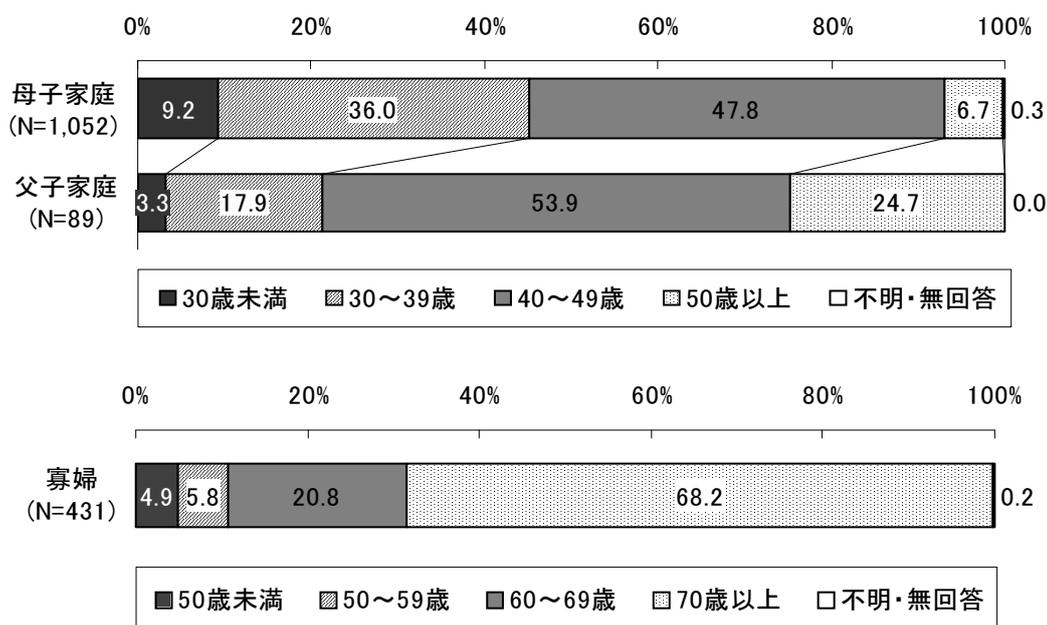
資料編

ひとり親家庭の生活と意識に関するアンケート調査結果

(1) 世帯の状況

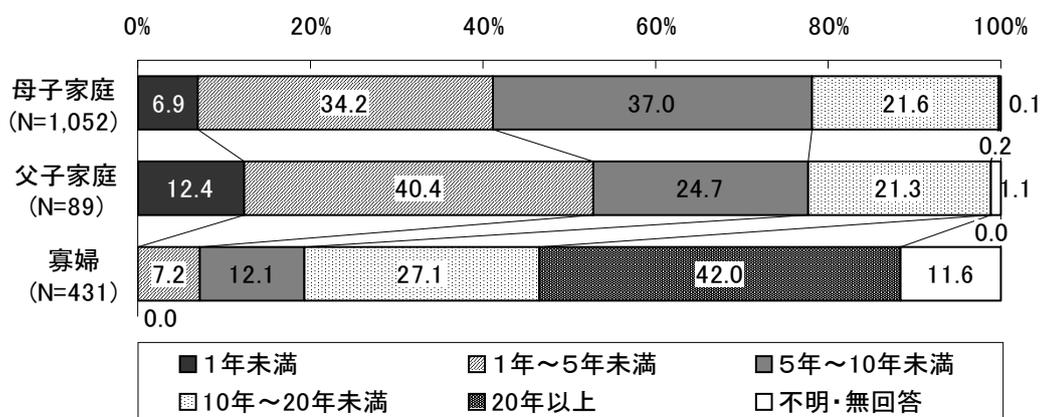
① 年齢

母子家庭、父子家庭ともに40歳代が約半数で最も多くなっており、寡婦では「70歳以上」が約7割と最も多くなっています。



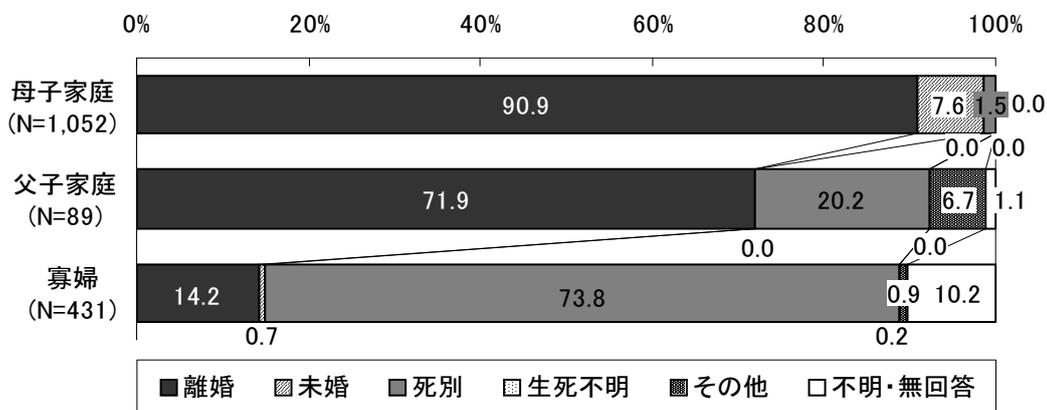
② ひとり親家庭になってからの年数

母子家庭では「1年～5年未満」、「5年～10年未満」がともに約3分の1を占めています。父子家庭では「1年～5年未満」が、寡婦では「20年以上」が約4割とそれぞれ最も多くなっています。



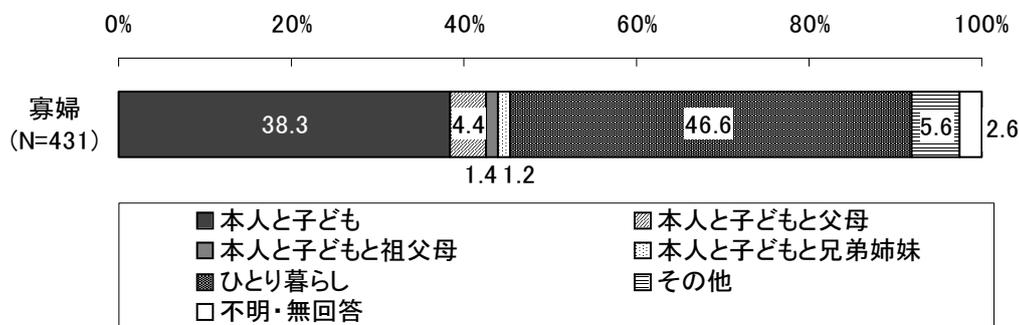
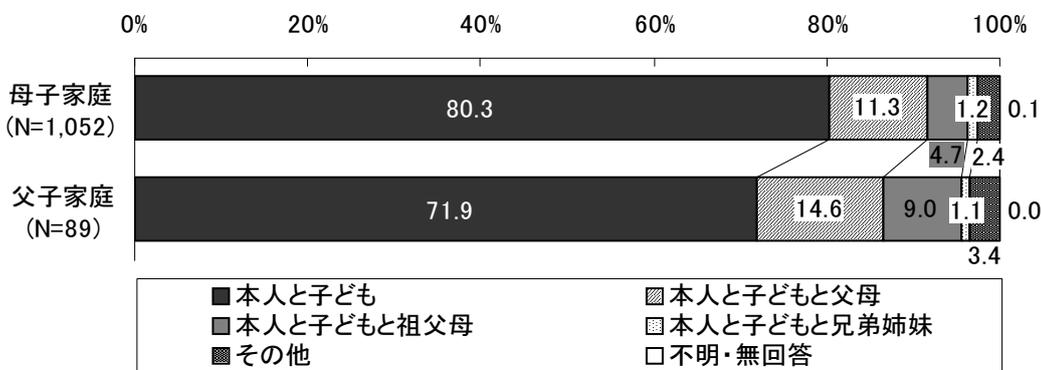
③ ひとり親になった理由

母子家庭では約9割、父子家庭では約7割で「離婚」が最も多くなっており、寡婦では「死別」が約7割と最も多くなっています。



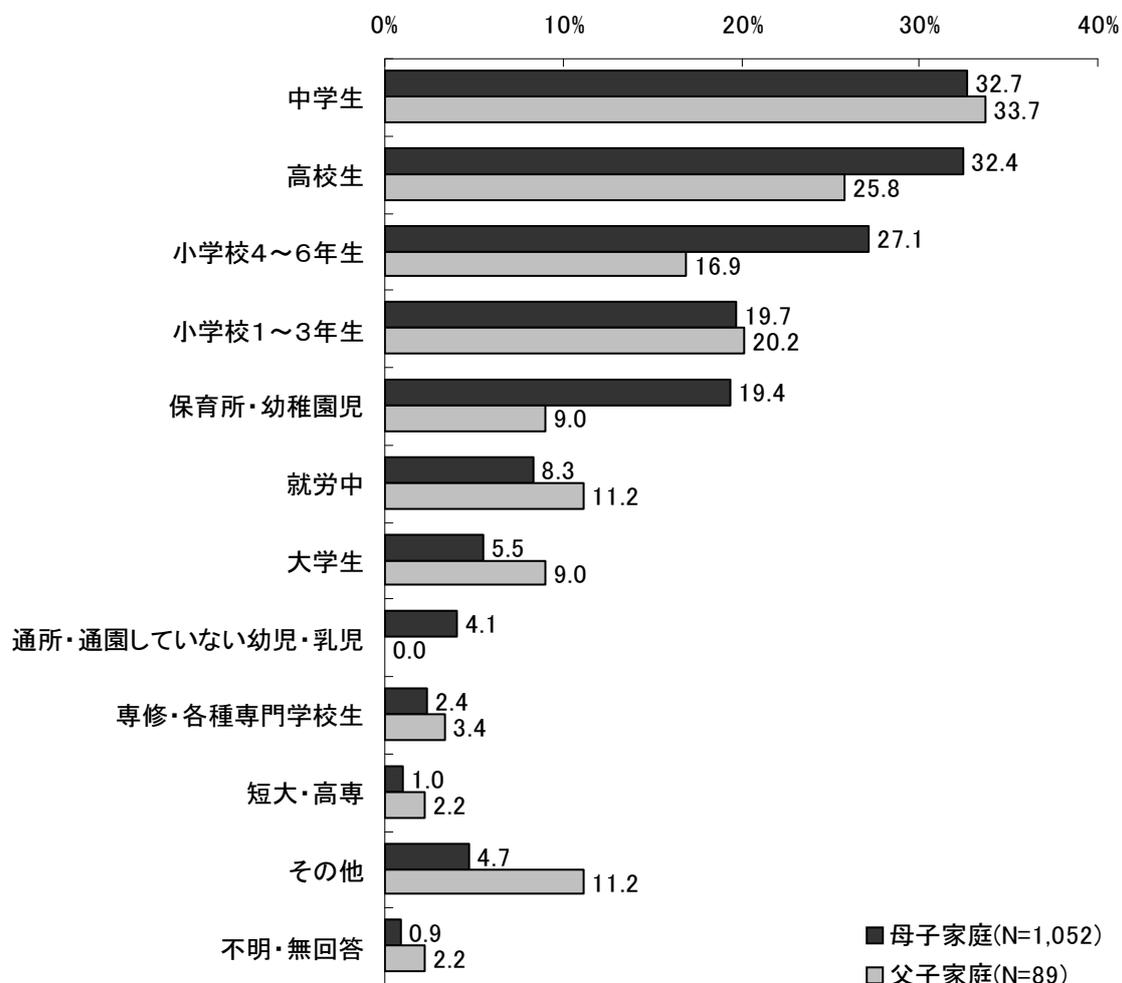
④ 同居している家族

母子家庭では約8割、父子家庭では約7割で「本人と子ども」が最も多くなっており、寡婦では「ひとり暮らし」が約5割と最も多くなっています。



⑤ 同居している子どもの就学状況

母子家庭、父子家庭ともに「中学生」が約3分の1と最も多くなっています。母子家庭では次に「高校生」、「小学校4～6年生」の順に多くなっています。父子家庭では「高校生」、「小学校1～3年生」の順に多くなっています。

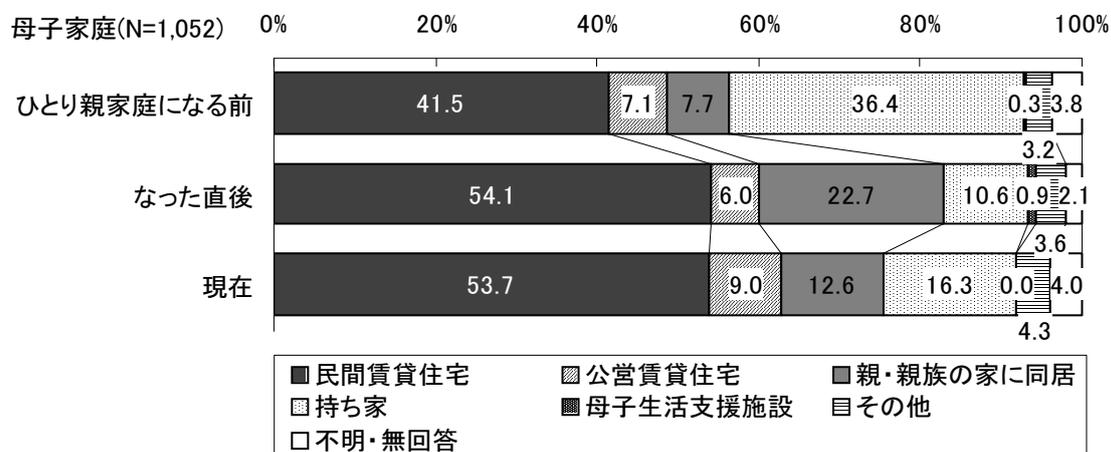


■その他回答

○通信制、浪人生、アルバイト、フリーター、無職など

⑥ 住居の状況

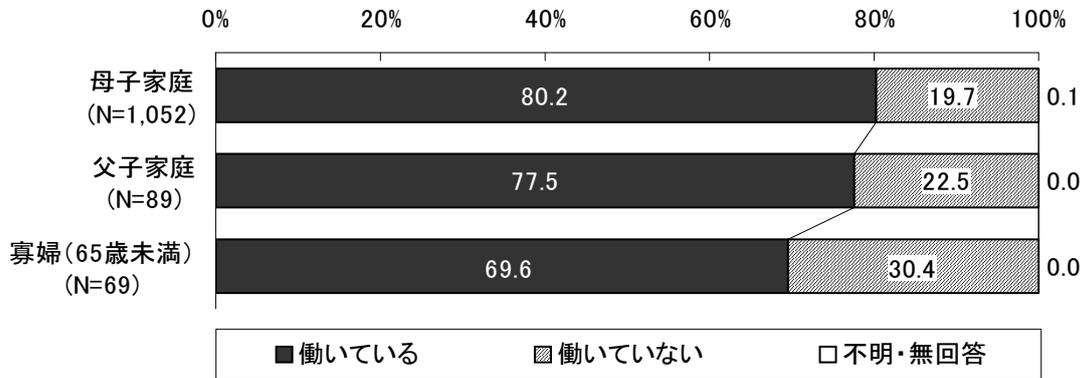
母子家庭のひとり親家庭になる前後で「持ち家」が2割以上減少し、「親・親族の家に同居」が1割以上増加しています。また、「民間賃貸住宅」も1割以上増加しています。



(2) 仕事の状況

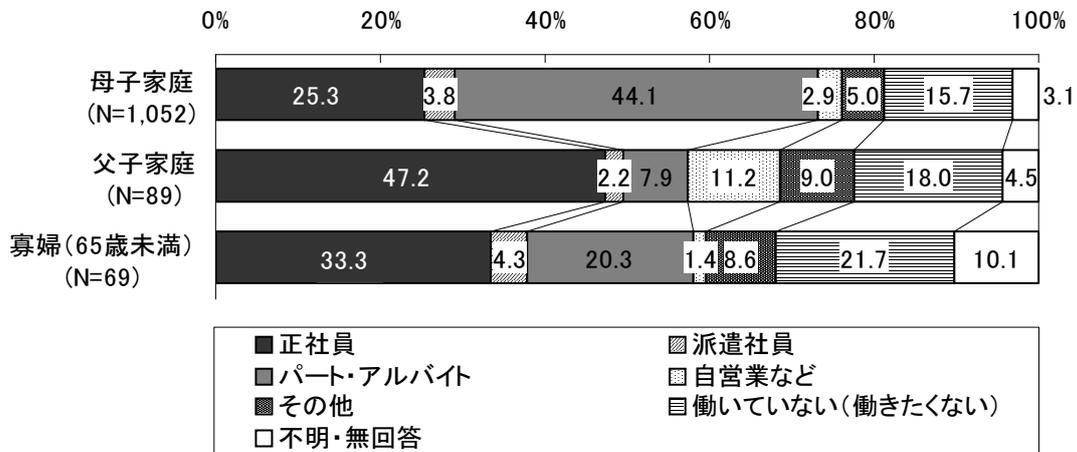
① 仕事の有無

母子家庭、父子家庭、寡婦(65歳未満)ともに「働いている」が約7~8割と多くなっています。



【働き方】

母子家庭では「パート・アルバイト」が約4割以上と多くなっており、「正社員」の2倍近い割合となっています。父子家庭では「正社員」が約5割と半数近くとなっています。

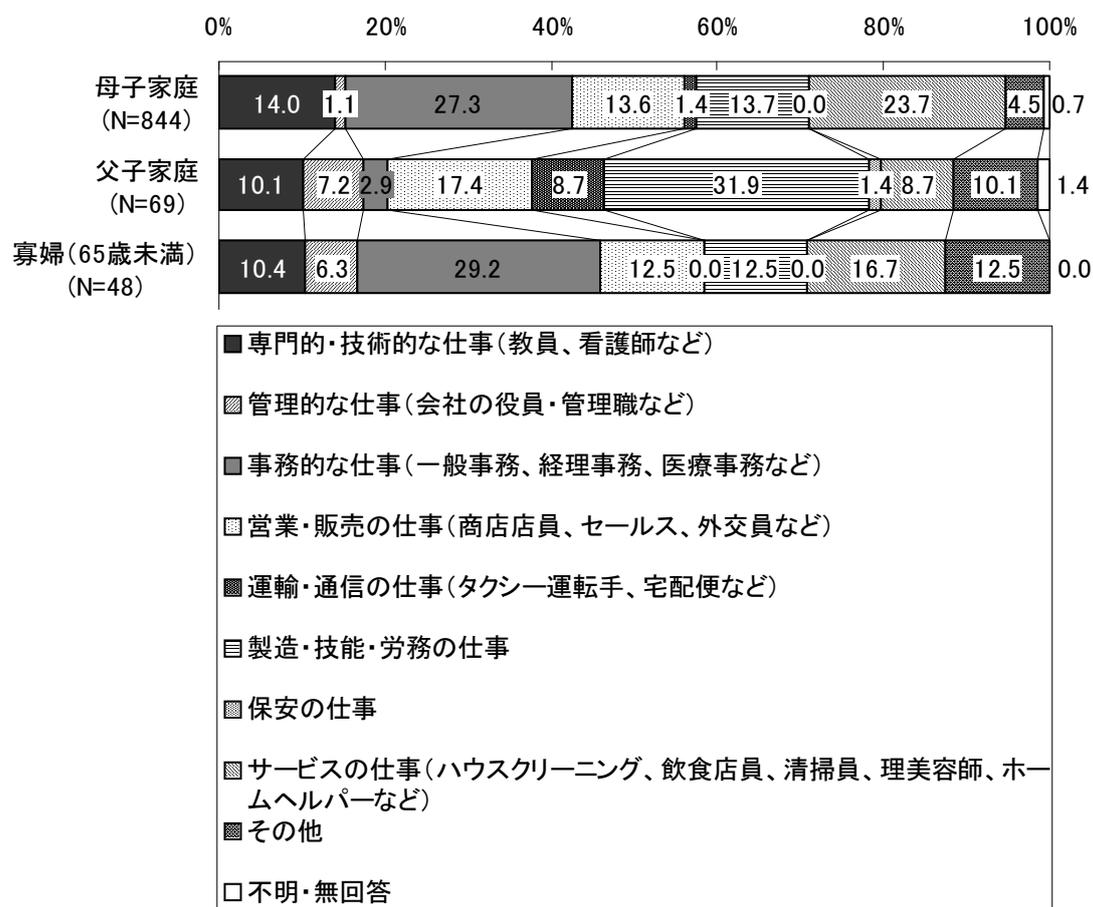


■ その他回答

○ 契約社員、学生、求職中など

【仕事の内容】

現在働いている人のうち、母子家庭、寡婦(65歳未満)では「事務的な仕事」が、父子家庭では「製造・技能・労務の仕事」がいずれも約3割と最も多くなっています。次に、母子家庭、寡婦(65歳未満)では「サービスの仕事」が、父子家庭では「営業・販売の仕事」がいずれも約2割と多くなっています。



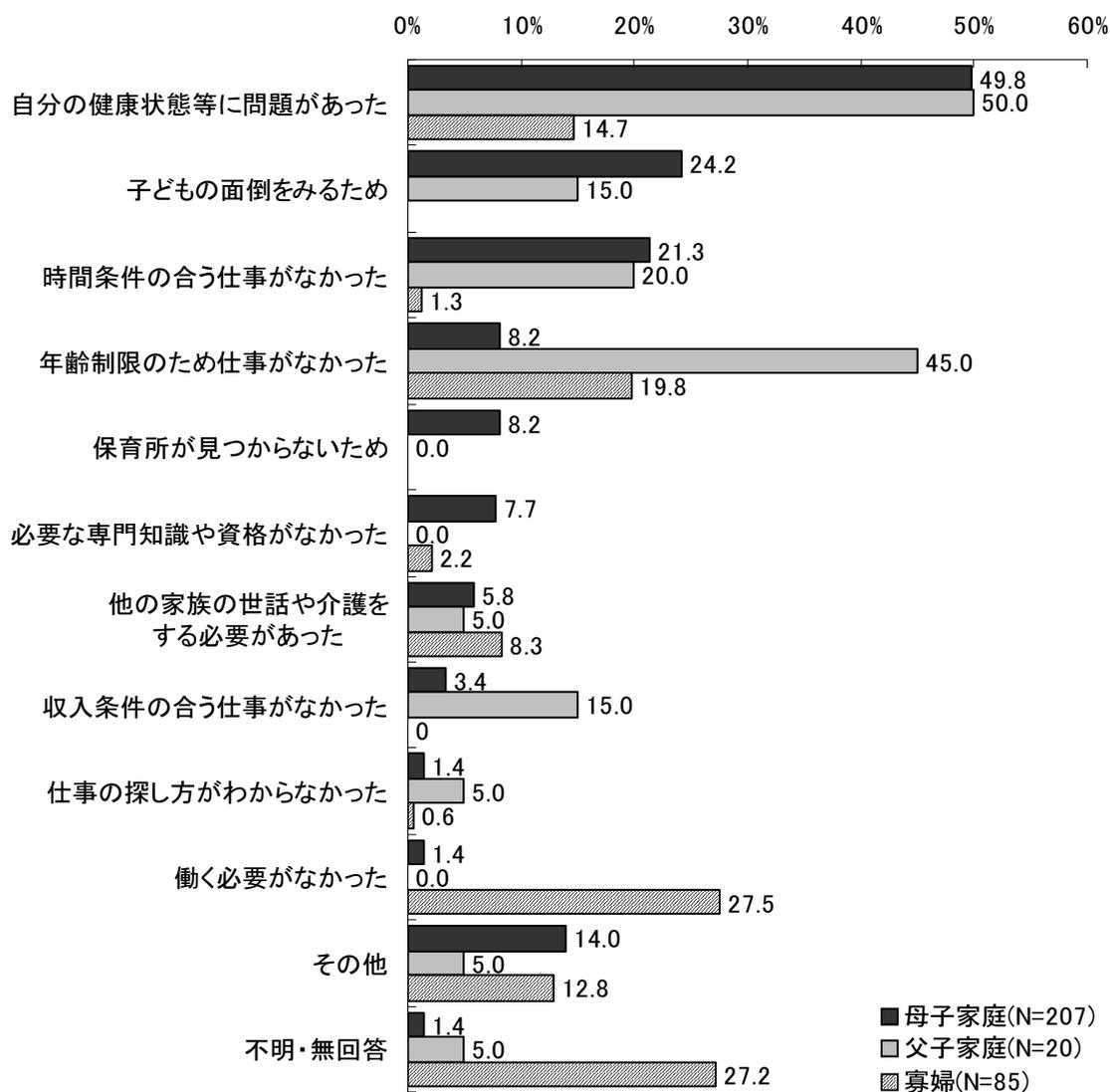
■その他回答

○内職、自営業など

② 働いていない理由

現在働いていない人にその理由をたずねたところ、母子家庭では「自分の健康状態等に問題があった」が約5割と最も多くなっています。

父子家庭では「自分の健康状態等に問題があった」、「年齢制限のため仕事がなかった」が約5割と多くなっています。寡婦では「働く必要がなかった」が約3割と最も多くなっています。

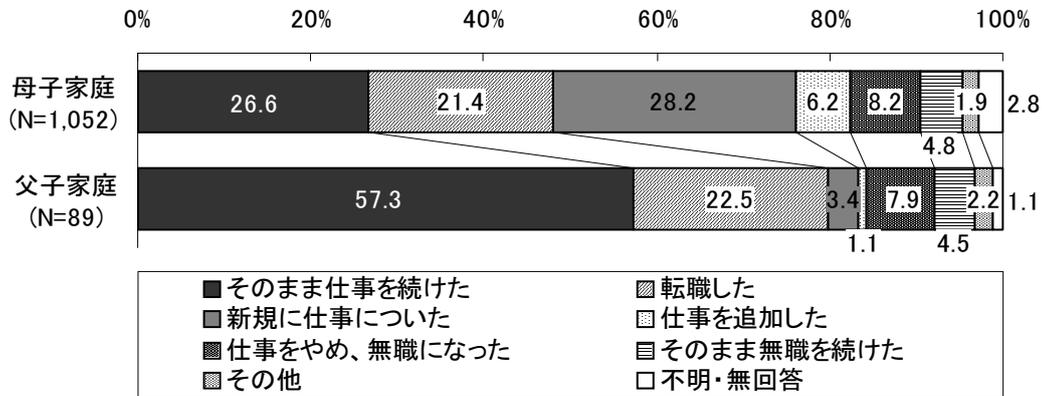


■ その他回答の一部

- 学生だから
- 解雇されたから
- 年金生活だから

③ ひとり親家庭になったことでの仕事上の変化

母子家庭では「新規に仕事についた」が約3割で最も多くなっており、父子家庭では「そのまま仕事を続けた」が約6割と最も多くなっています。

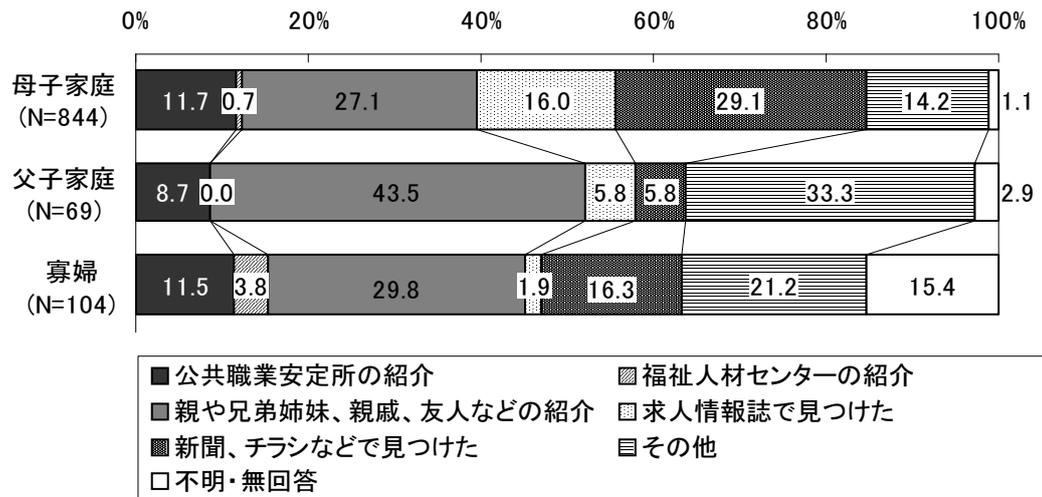


■その他回答の一部

- 勤務時間を延長した
- 専門学校に通った

④ 現在の仕事を見つけた方法

母子家庭では「新聞、チラシなどで見つけた」、「親や兄弟姉妹、親戚、友人などの紹介」が約3割となっており、父子家庭では「親や兄弟姉妹、親戚、友人などの紹介」が約4割と最も多くなっています。寡婦においても「親や兄弟姉妹、親戚、友人などの紹介」が約3割と最も多くなっています。



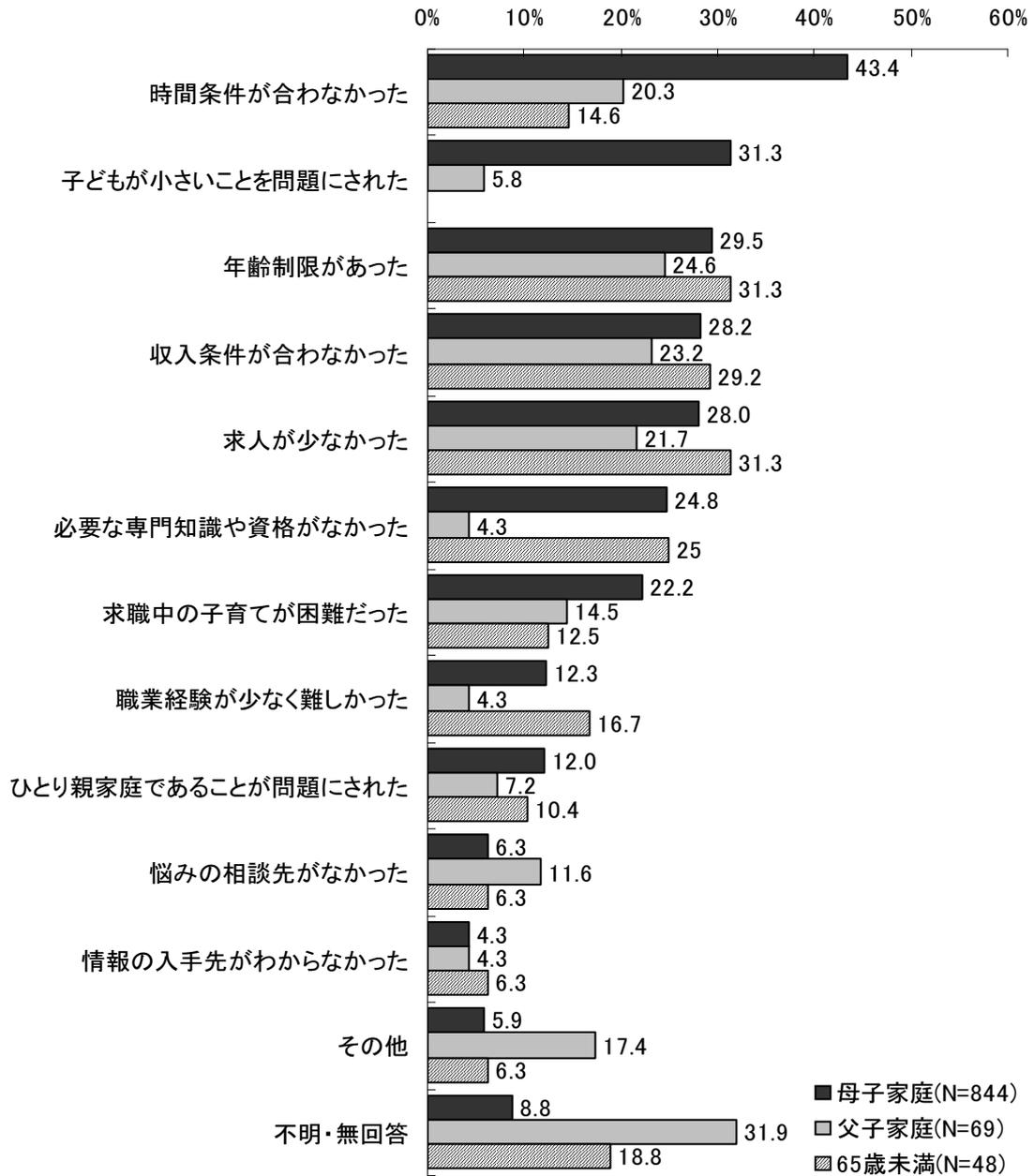
■その他回答

- 学校からの紹介、派遣会社からの紹介、就職フォーラムなど

⑤ 求職活動の問題点

母子家庭では「時間条件が合わなかった」が約4割と最も多くなっており、次に「子どもが小さいことを問題にされた」、「年齢制限があった」が順に多くなっています。

父子家庭では「年齢制限があった」が最も多く、次に「収入条件が合わなかった」、「求人が少なかった」が順に多くなっています。

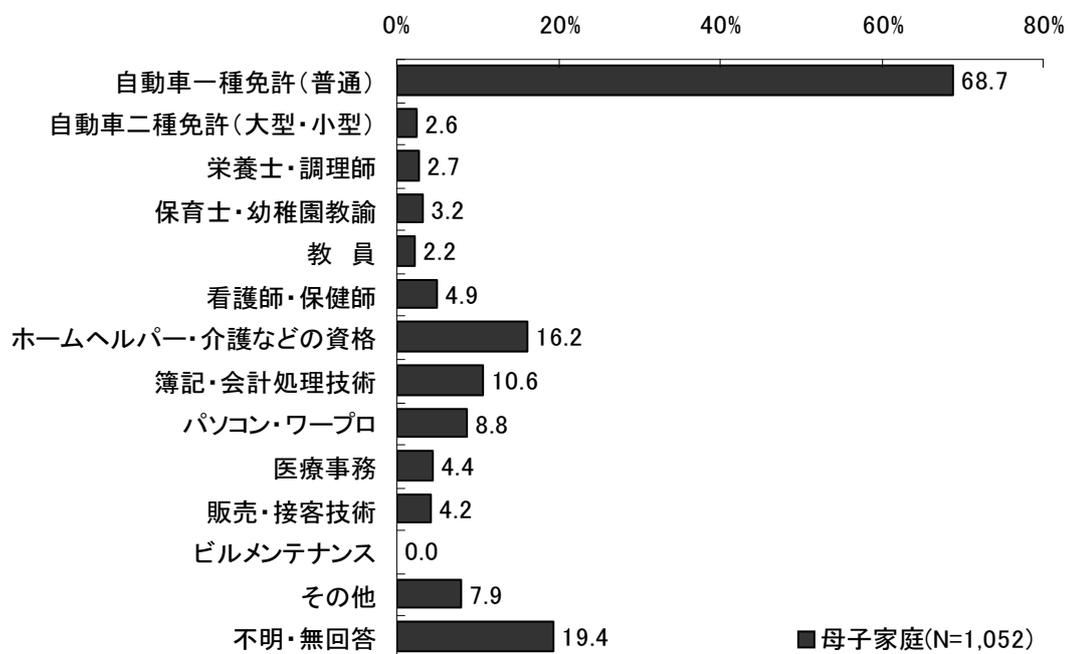


■ その他回答

○保育所に入れないなど

⑥ 資格の取得状況

母子家庭の約7割が「自動車一種免許」を取得しています。次に「ホームヘルパー・介護などの資格」が約2割、「簿記・会計処理技術」、「パソコン・ワープロ」が約1割となっています。

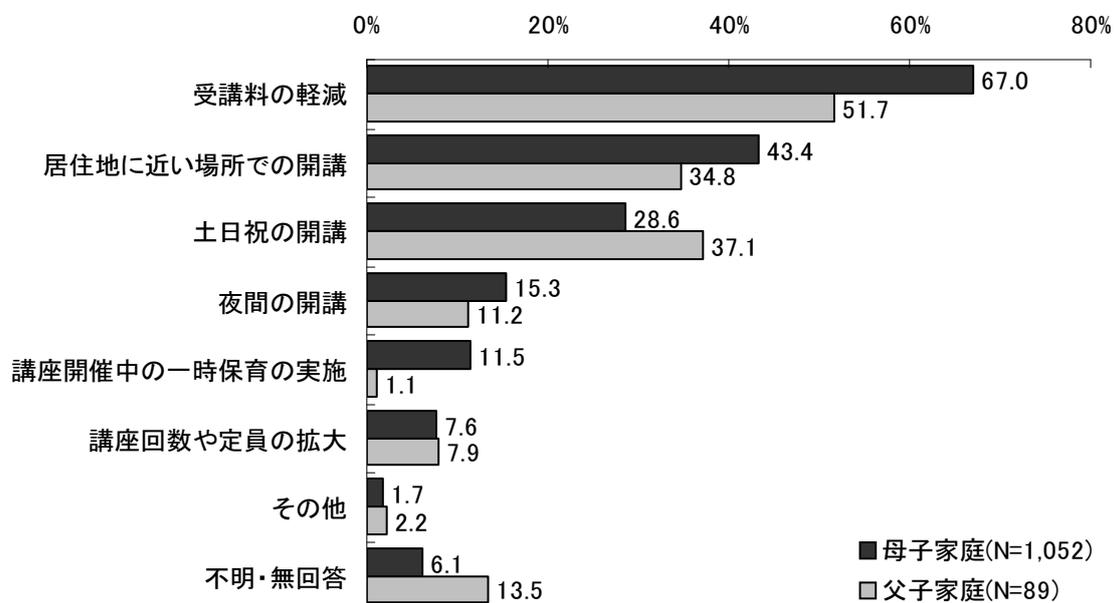


■ その他回答

○理学療法士、薬剤師、美容師、歯科衛生士など

⑦ 講座の開催について配慮してほしいこと

母子家庭、父子家庭ともに「受講料の軽減」が半数を超えて最も多くなっています。母子家庭では「居住地に近い場所での開講」、父子家庭では「土日祝の開講」が次に多くなっています。



■その他回答

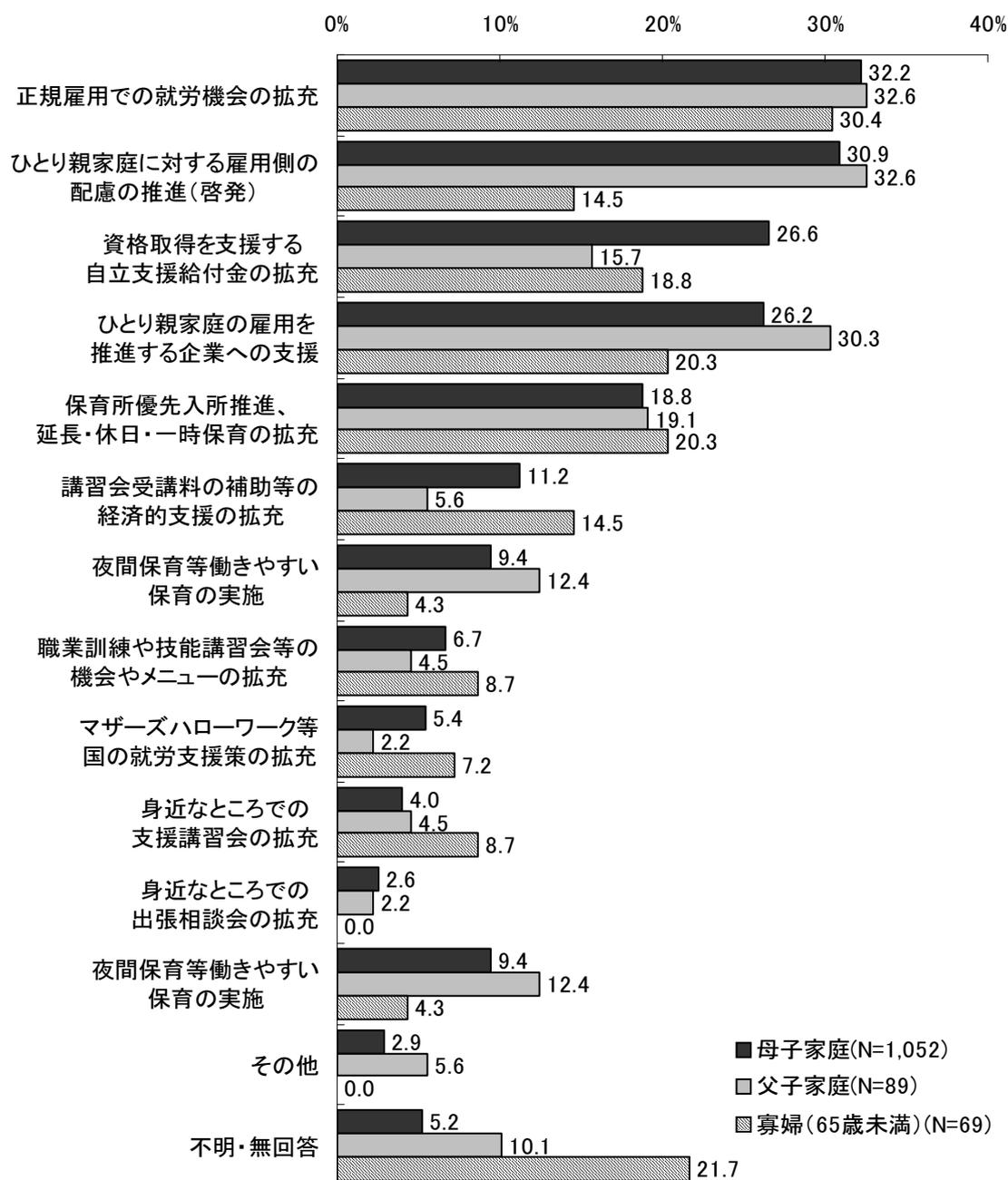
○平日の開講、インターネット受講など

⑧ 就労に関する国や市の施策に対する要望

母子家庭では「正規雇用での就労機会の拡充」が最も多く、次に「ひとり親家庭に対する雇用側の配慮の推進」、「資格取得を支援する自立支援給付金の拡充」が順に多くなっています。

父子家庭では「正規雇用での就労機会の拡充」、「ひとり親家庭に対する雇用側の配慮の推進(啓発)」が同率で最も多く、次に「ひとり親家庭の雇用を推進する企業への支援」が多くなっています。

寡婦(65歳未満)でも「正規雇用での就労機会の拡充」が最も多く、次に「ひとり親家庭の雇用を推進する企業への支援」、「保育所優先入所推進、延長・休日・一時保育の拡充」が多くなっています。



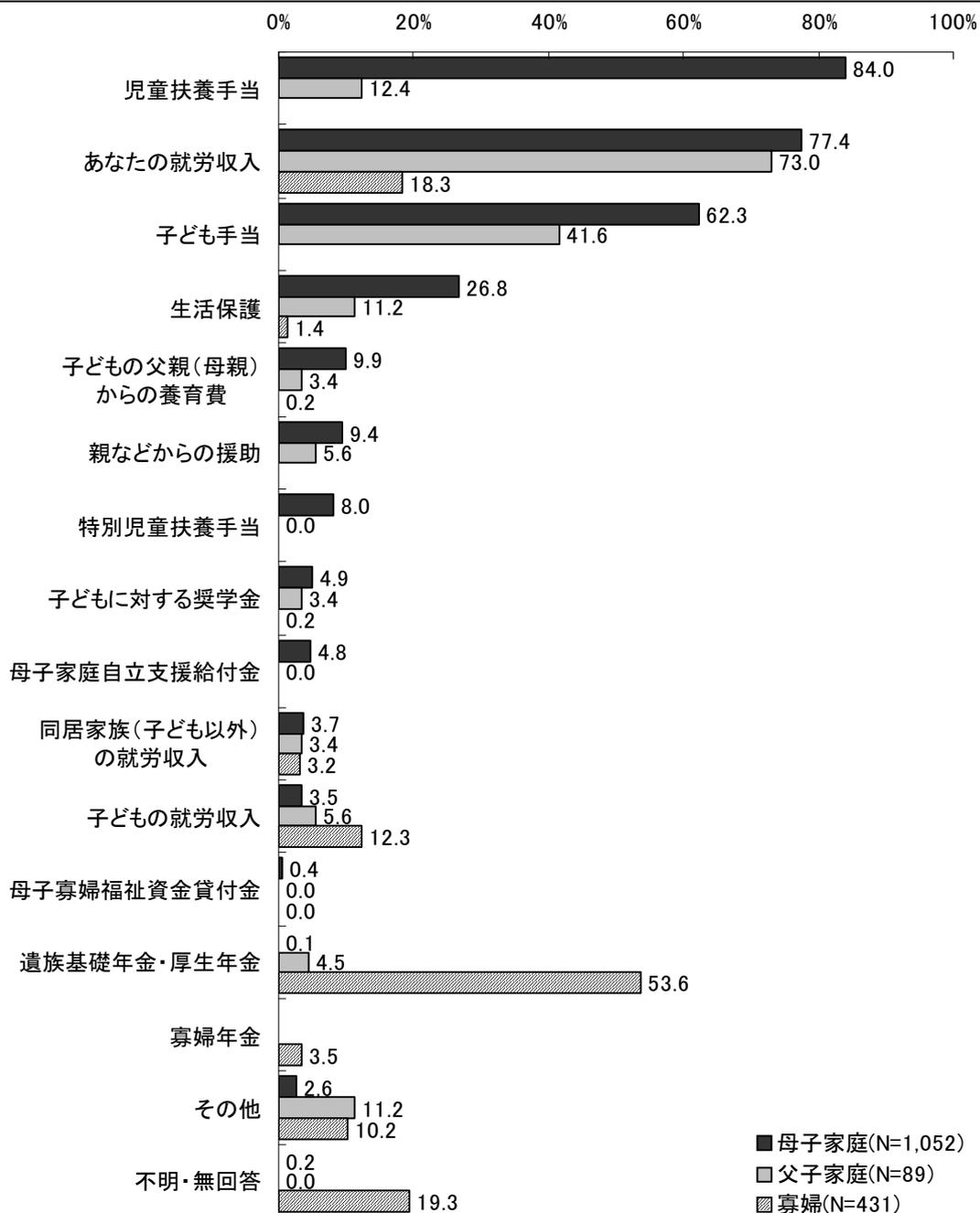
■その他回答の一部

- 就労している人への支援
- ひとり親家庭は保育料を無料にしてほしい
- 働いていないと保育所に入れず、保育所に入っていないと雇ってもらえない
- 障がい児がいる母子家庭への理解
- 雇用年齢の拡充
- 子どもが病気になった時の対応
- 学童保育の拡充
- 障がい者の雇用

(3) 経済的状況

① 世帯収入の構成

母子家庭では「児童扶養手当」が最も多く、次に「あなたの就労収入」が多くなっています。父子家庭では「あなたの就労収入」が最も多く、次に「子ども手当」が多くなっています。寡婦では「遺族基礎年金・厚生年金」が最も多くなっています。

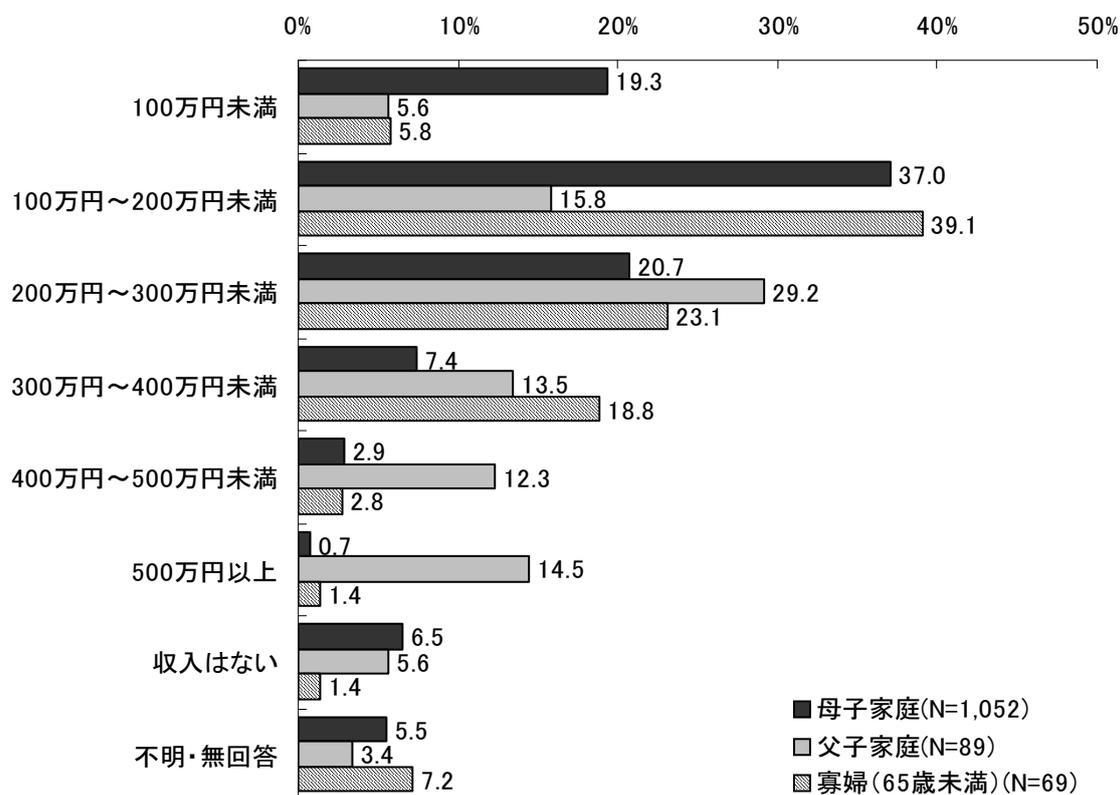


■その他回答

○失業保険、預貯金など

② 世帯の年間総収入

母子家庭では「100万円～200万円未満」が約4割と最も多くなっています。父子家庭は「200万円～300万円」が約3割と最も多くなっています。寡婦でも「100万円～200万円未満」が約4割と最も多くなっています。



参考 ■ 全国の全世帯及び特定の世帯別にみた世帯の状況

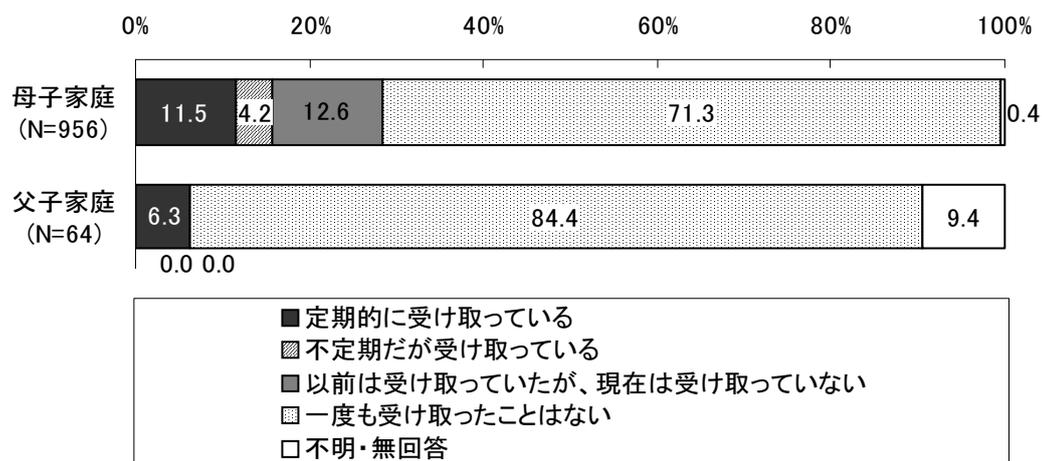
		全世帯	高齢者世帯	母子世帯	児童のいる世帯
世帯数(千世帯)		48,023	9,009	717	12,499
全世帯に占める割合(%)		100.0	18.8	1.5	26.0
平均世帯人員(人)		2.6	1.5	2.7	4.1
平均有業人員(人)		1.3	0.3	1.0	1.7
持ち家率(%)		65.8	75.5	23.6	66.1
仕事ありの者がいる世帯の割合(%)		78.9	24.8	87.1	97.2
1世帯当たり平均所得金額(万円)		566.8	306.3	236.7	701.2
世帯人員1人当たり平均所得金額(万円)		207.1	195.5	87.6	164.6
有業人員1人当たり平均稼働所得金額(万円)		319.9	181.3	187.7	355.5
生活意識(%)	大変苦しい	24.0	21.6	48.5	26.3
	やや苦しい	33.2	30.5	36.6	37.2
	普通	37.7	42.6	14.2	32.7
	ややゆとりがある	4.6	4.7	0.7	3.6
	大変ゆとりがある	0.5	0.5	-	0.3

資料：平成19年「国民生活基礎調査」

(4) 養育費について

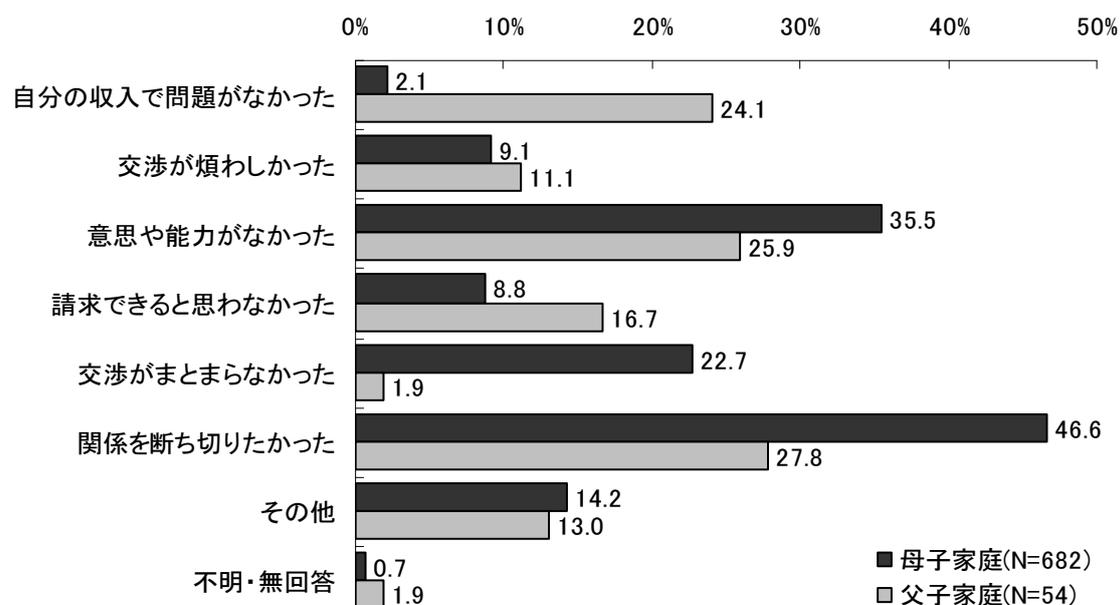
① 養育費の受け取りについて

母子家庭、父子家庭ともに「一度も受け取ったことはない」は約7～8割と非常に多くなっています。母子家庭では「以前は受け取っていたが、現在は受け取っていない」が約1割となっています。



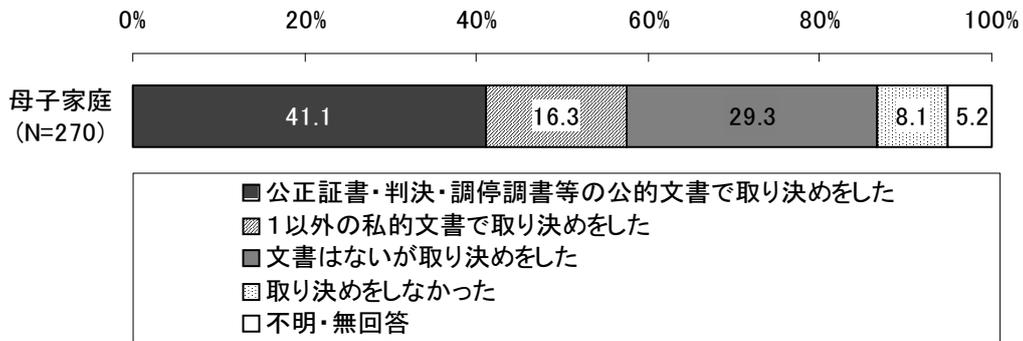
② 養育費を受け取らなかった理由

養育費を受け取ったことのない母子家庭では、その理由として「関係を断ち切りたかった」が約5割と最も多くなっており、次に「意思や能力がなかった」が多くなっています。



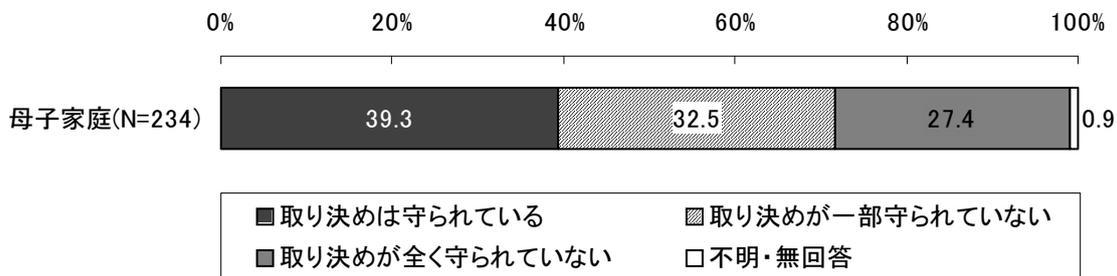
③ 養育費の取り決め

養育費を受け取ったことのある母子家庭では、「公正証書・判決・調停調書等の公的文書で取り決めをした」が約4割と最も多くなっており、次に「文書はないが取り決めをした」が多くなっています。



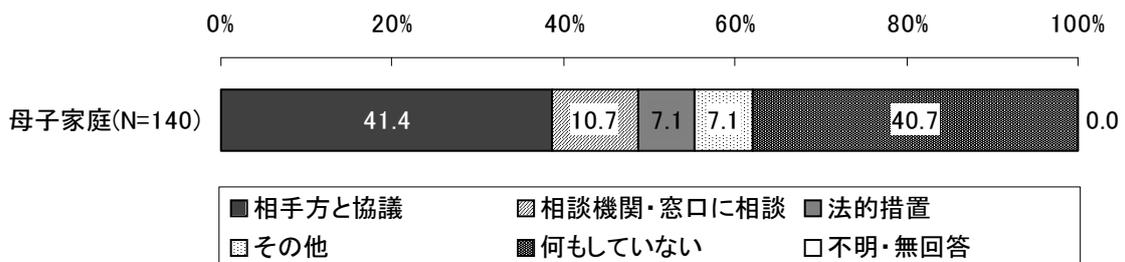
④ 取り決めの順守

養育費の取り決めを行った母子家庭では、「取り決めは守られている」が約4割と最も多くなっていますが、「取り決めが一部守られていない」、「取り決めが全く守られていない」もそれぞれ約3割となっています。



⑤ 取り決めが守られていないことに対する対応

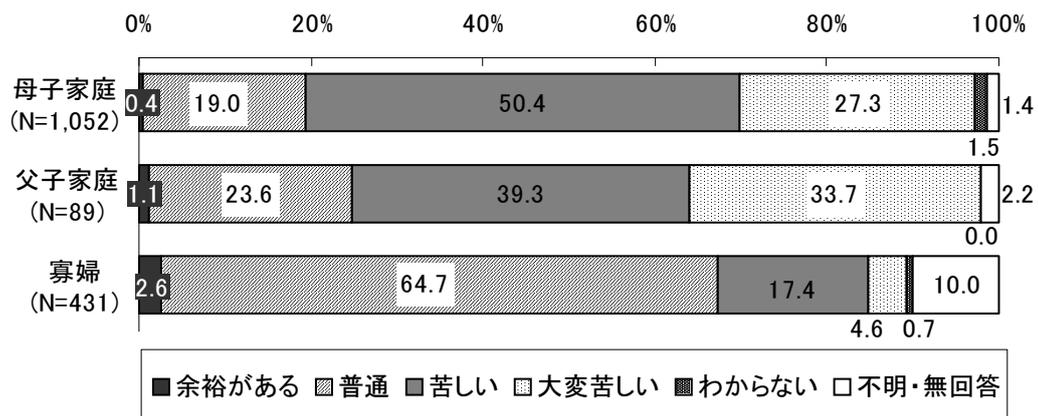
養育費の取り決めが守られていない母子家庭では、「相手方と協議」が約4割で最も多くなっていますが、「何もしていない」も約4割と多くなっています。



(5) 生活についての実感と心配事や悩み

① 現在の生活の状況

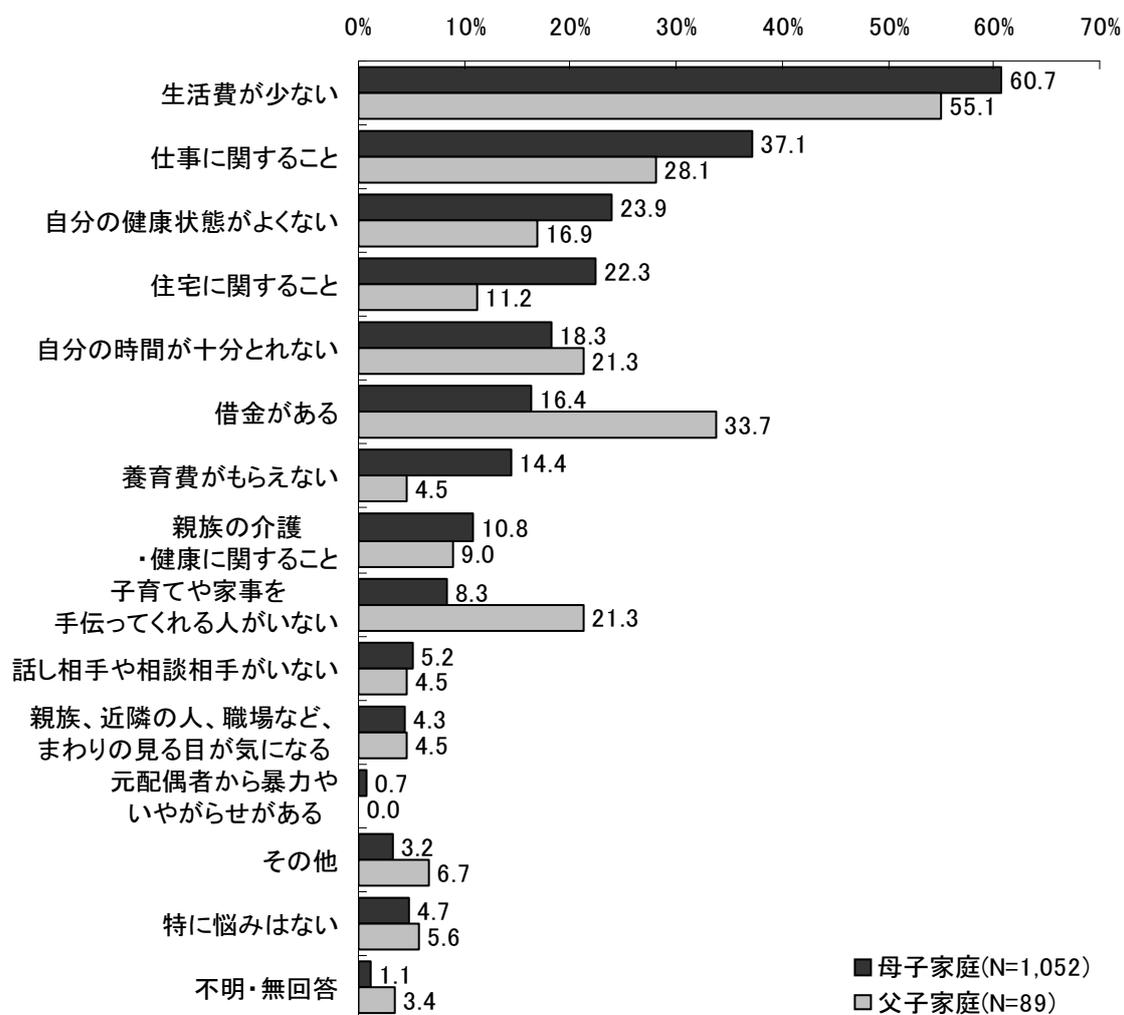
母子家庭、父子家庭ともに「苦しい」が約4～5割と最も多くなっており、「大変苦しい」を加えると約7～8割の家庭が苦しいと感じている状況です。一方、寡婦では「普通」が約6割と最も多くなっています。



② 現在の心配事や悩み

【本人に関する悩み(母子家庭・父子家庭)】

母子家庭、父子家庭ともに「生活費が少ない」が約6割と最も多くなっています。母子家庭では次に「仕事に関すること」、「自分の健康状態がよくない」が順に多くなっていますが、父子家庭では「借金がある」、「仕事に関すること」が順に多くなっています。

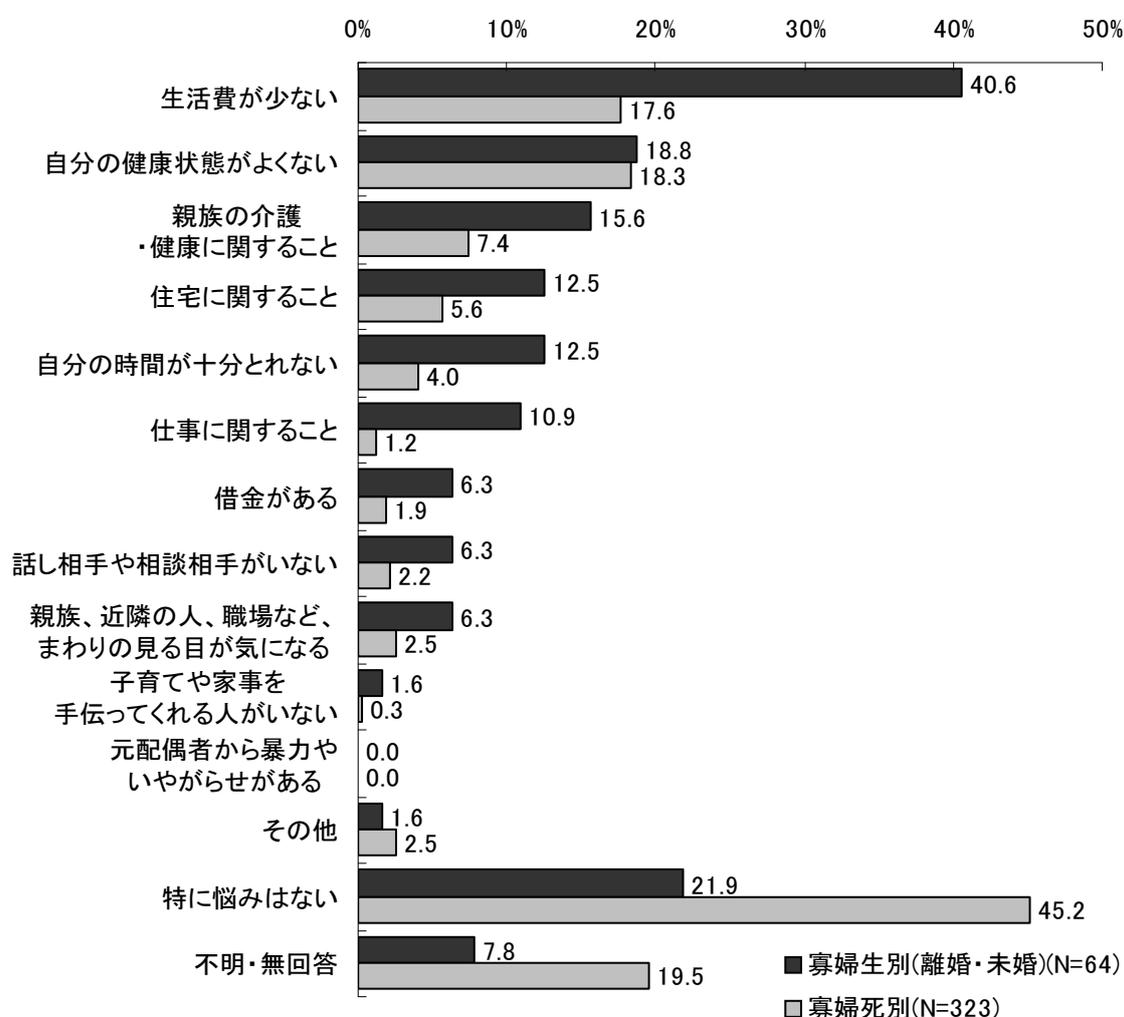


■ その他回答の一部

- 自分の老後、将来について
- ひとり親が子どもに与える影響
- 資格を取る時間と費用について

【本人に関する悩み(寡婦)】

生別した寡婦では「生活費が少ない」が約4割と最も多く、次に「自分の健康状態がよくない」、「親族の介護・健康に関すること」が多くなっています。一方、死別した寡婦では「特に悩みはない」が約5割と最も多く、次に「自分の健康状態がよくない」、「生活費が少ない」が多くなっています。

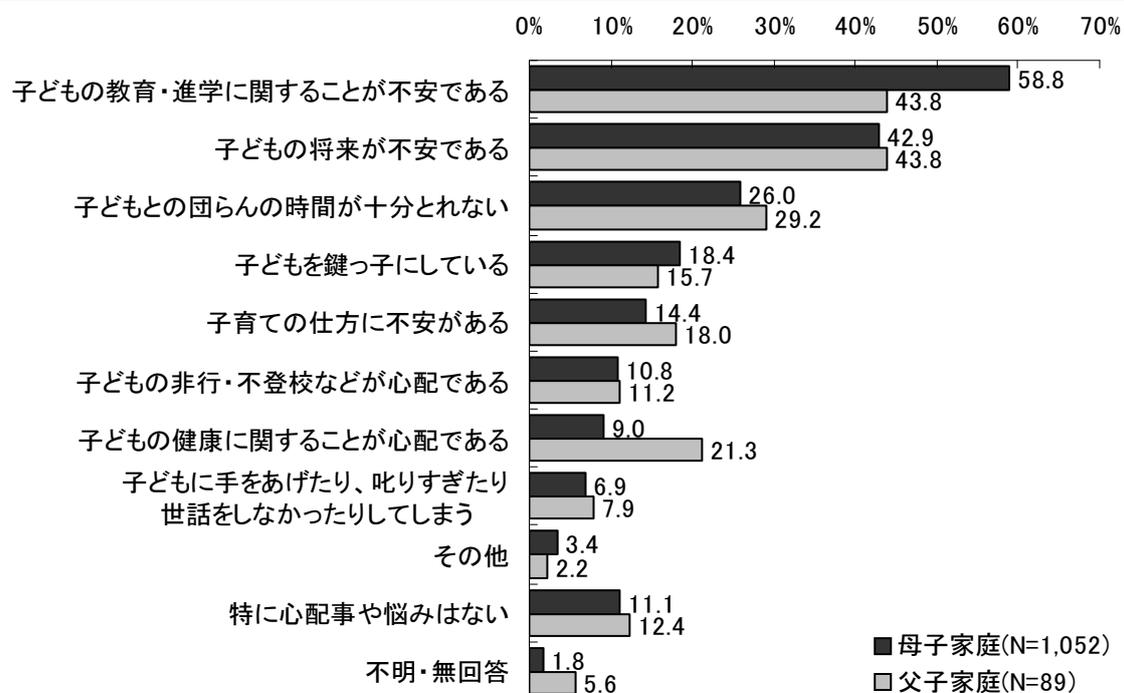


■その他回答

○子どもの生活状況、健康面など

【子どもに関する悩み】

母子家庭では「子どもの教育・進学に関することが不安である」が約6割と最も多く、次に「子どもの将来が不安である」が多くなっています。父子家庭でも「子どもの教育・進学に関することが不安である」、「子どもの将来が不安である」が約4割と多くなっています。

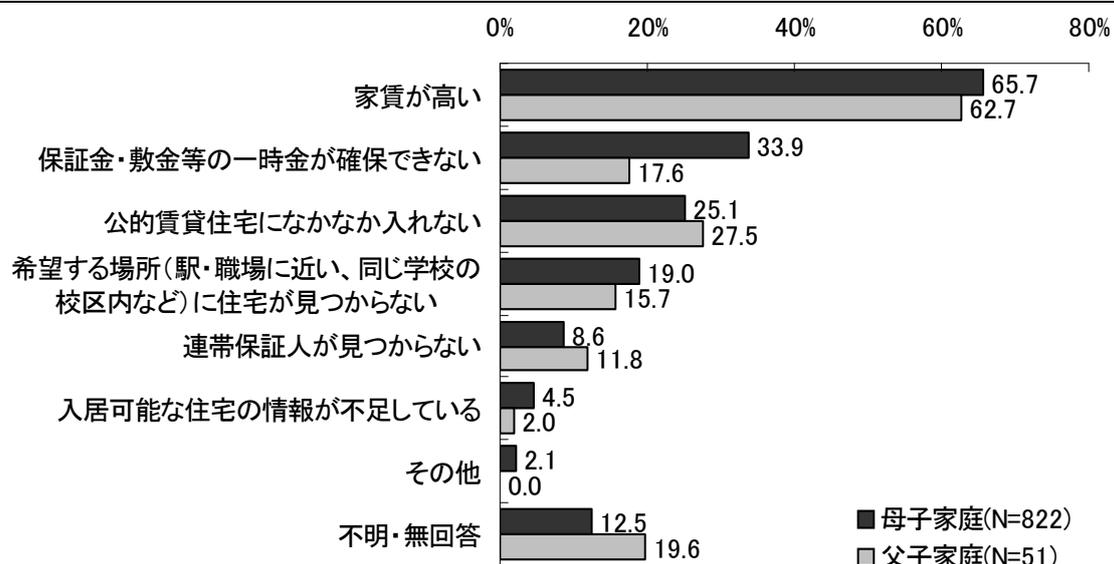


■その他回答の一部

- 子どもの学費について
- 子どもの発達について

③ 賃貸住宅を探すときや入居で困ったこと

母子家庭、父子家庭ともに「家賃が高い」が6割以上で最も多くなっています。母子家庭では次に「保証金・敷金等の一時金が確保できない」が多くなっていますが、父子家庭では「公的賃貸住宅になかなか入れない」が多くなっています。



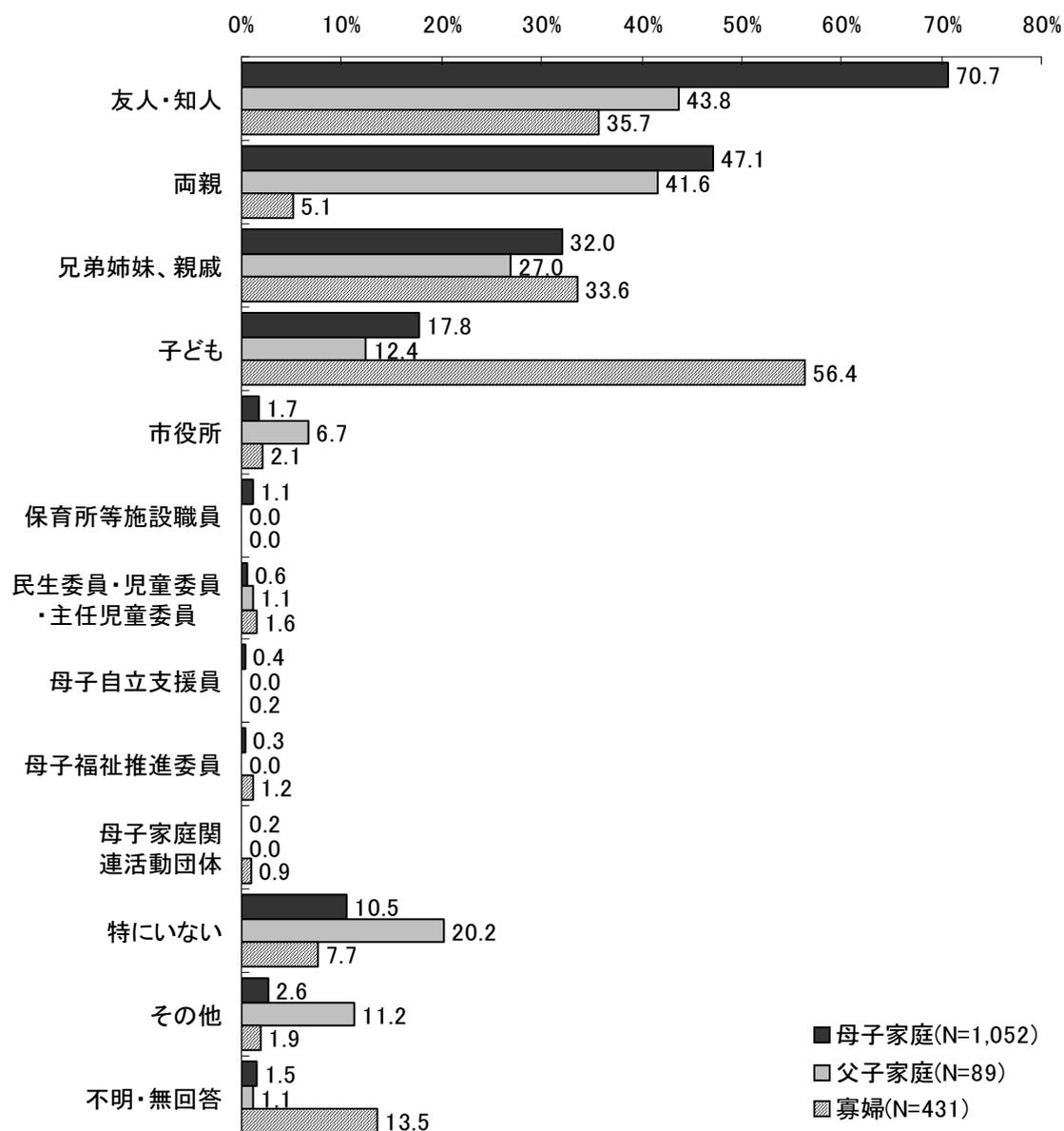
■ その他回答の一部

○ 母子家庭を理由に断られた

④ 悩み事の相談相手

母子家庭、父子家庭ともに「友人・知人」が最も多く、次に「両親」が多くなっています。寡婦では「子ども」が最も多く、次に「友人・知人」が多くなっています。

一方、「特にいない」という回答は母子家庭、寡婦で約1割、父子家庭で約2割となっています。



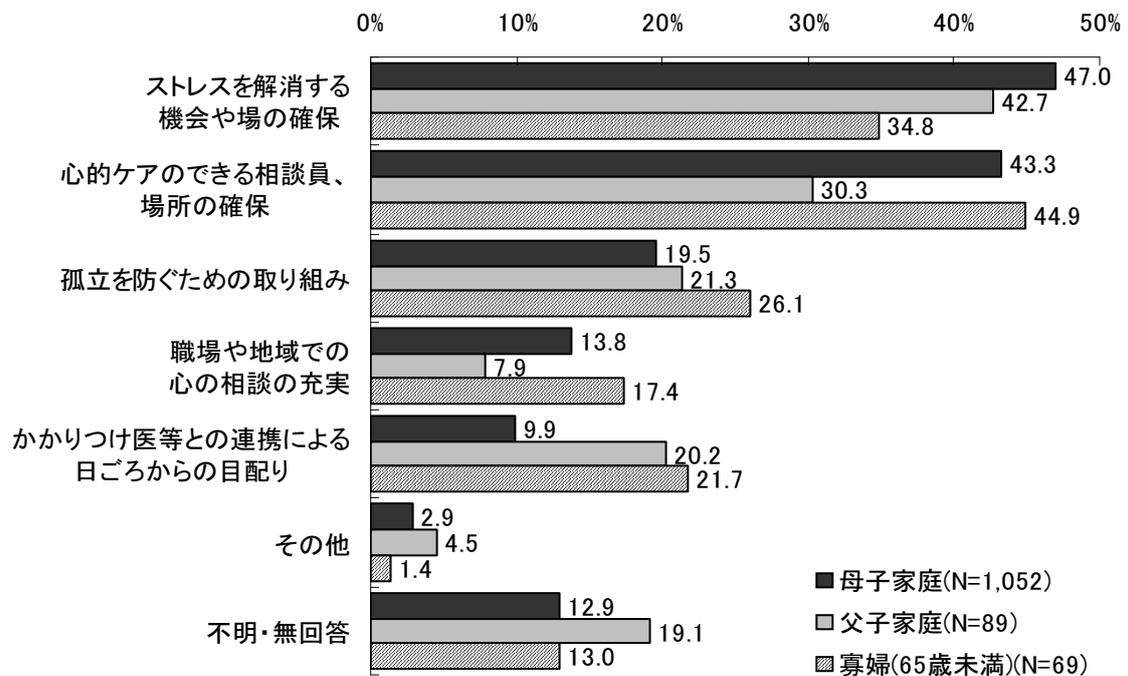
■その他回答

○学校の先生、医師、元配偶者など

⑤ 精神的な負担の軽減に向けた取り組み

母子家庭、父子家庭では「ストレスを解消する機会や場の確保」が最も多く、次に「心的ケアのできる相談員、場所の確保」が多くなっています。

寡婦(65歳未満)では「心的ケアのできる相談員、場所の確保」が最も多く、次に「ストレスを解消する機会や場の確保」が多くなっています。



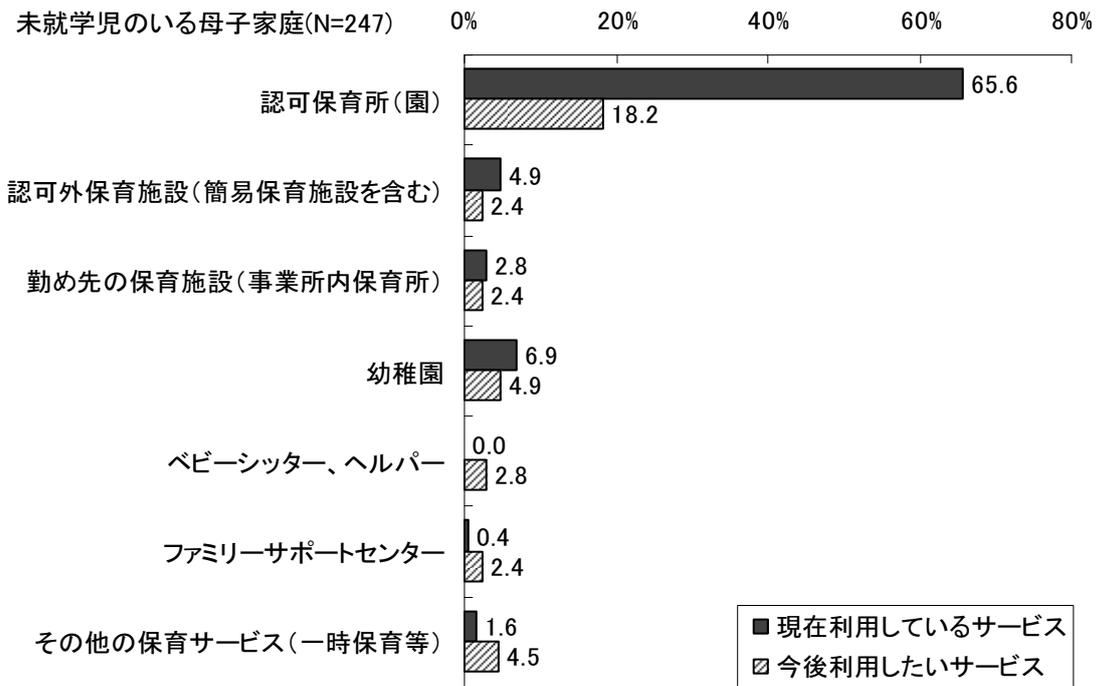
■ その他回答の一部

- 経済的なゆとり
- 平等に働ける環境
- 学校での相談窓口
- 子どもを預けられるところ
- 生活の改善ができる相談窓口
- 母子家庭と父子家庭の差を失くす
- 仕事が決まること

(6) ひとり親家庭の自立支援策

① 就学前の子どもを対象にした子育て支援の利用状況

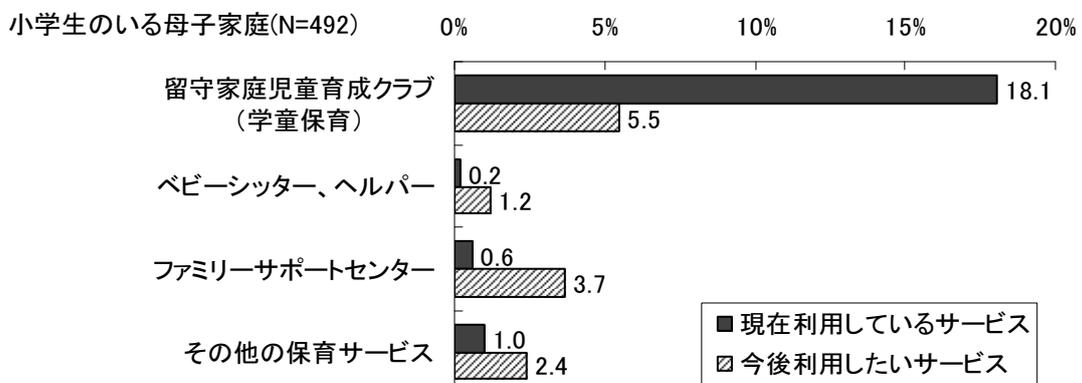
現在利用しているサービスは「認可保育所(園)」が7割弱となっており、その他の支援策は非常に低くなっています。今後利用したいサービスについても、同様の結果となっています。



※グラフ中では「不明・無回答」を表示していない。

② 小学生への子育て支援の利用状況

現在利用しているサービスは「留守家庭児童育成クラブ(学童保育)」が2割弱となっており、その他の支援策は非常に低くなっています。今後利用したいサービスについても、同様の結果となっています。

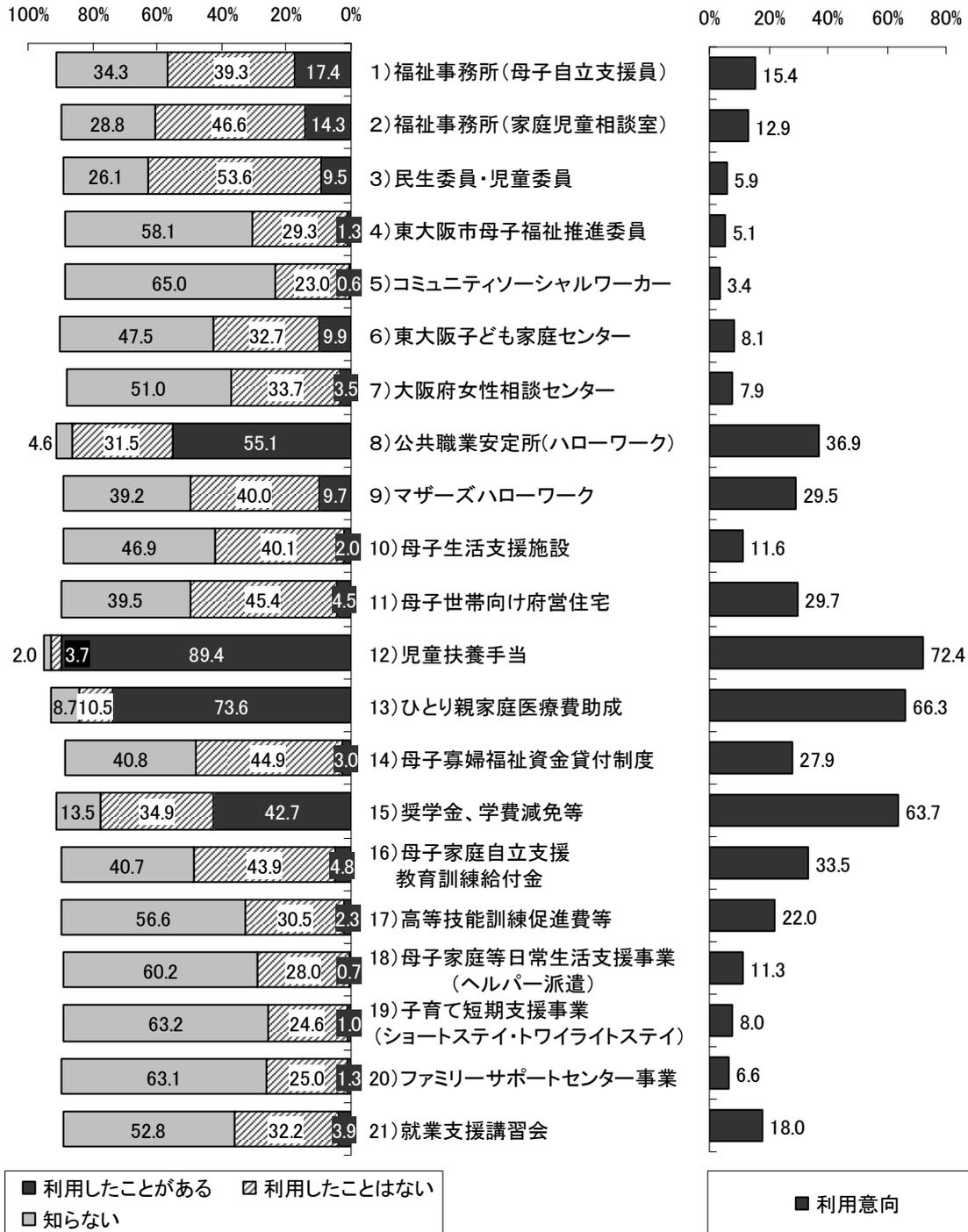


※グラフ中では「不明・無回答」を表示していない。

③ 子育てや就業に関するサービスや機関の利用状況

「児童扶養手当」「ひとり親家庭医療費助成」は利用経験が7割を超えて多くなっています。一方、「コミュニティソーシャルワーカー」、「東大阪市母子福祉推進員」、「ファミリー・サポート・センター事業」などは利用経験、利用意向ともに低くなっています

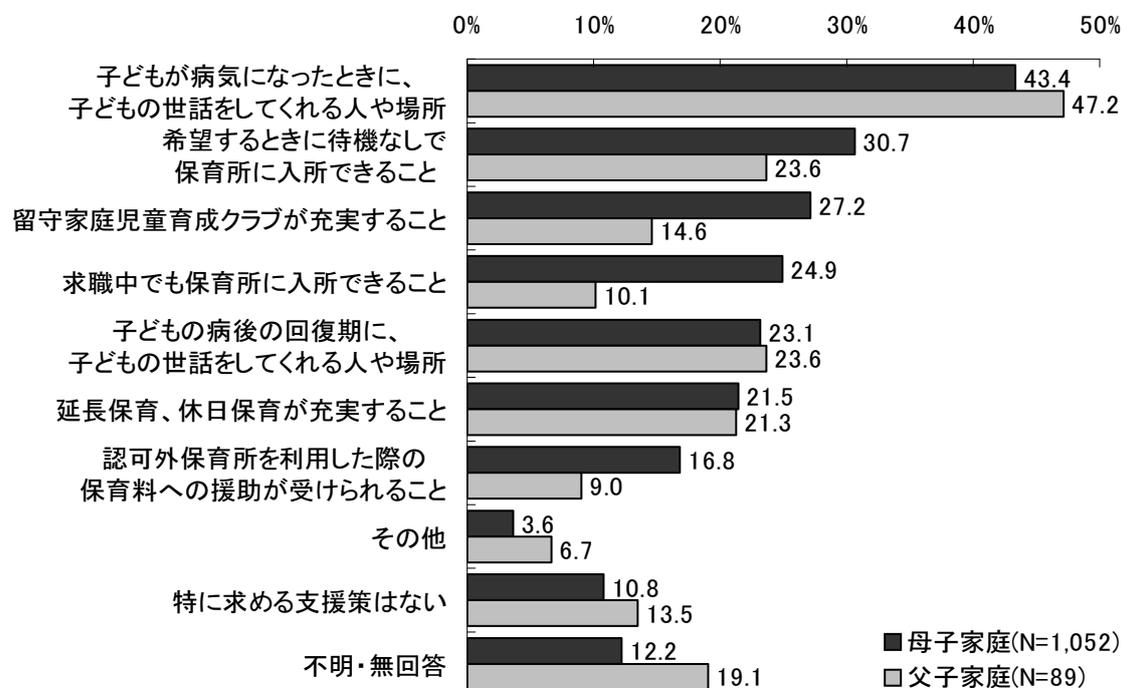
母子家庭(N=1,052)



※グラフ中では「不明・無回答」を表示していない。

④ 子育てと仕事の両立支援策への希望

母子家庭、父子家庭ともに「子どもが病気になったときに、子どもの世話をしてくれる人や場所」が最も多く、次に「希望するときに待機なしで保育所に入所できること」が多くなっています。



■その他回答の一部

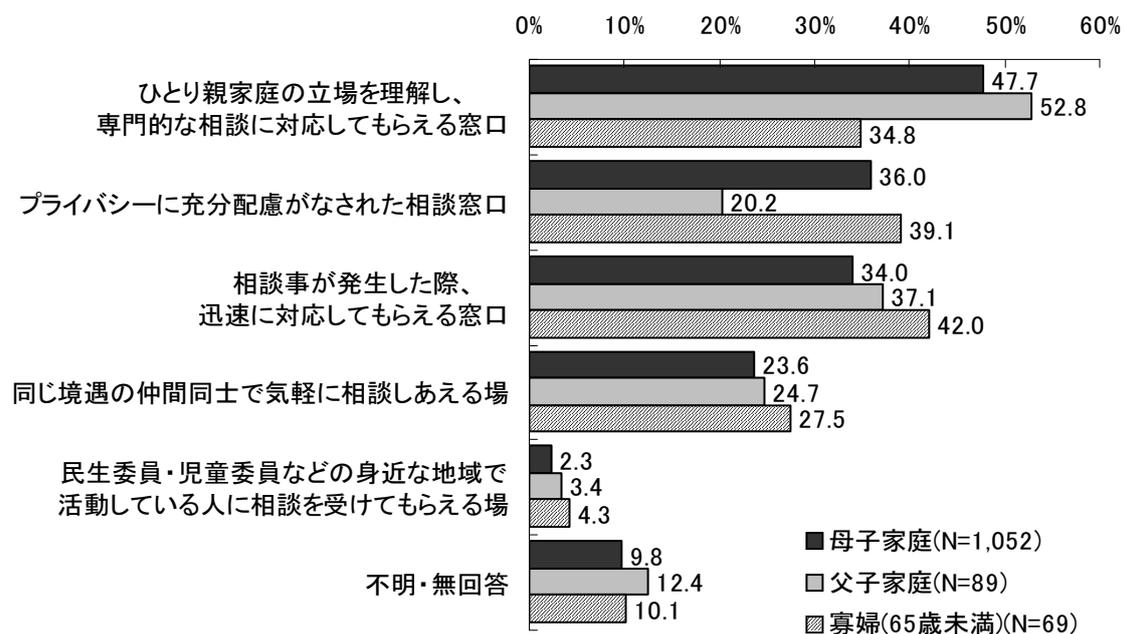
- ホームヘルパーの派遣
- 職場の理解
- 施設の充実など障がい児がいる母子家庭への支援
- 18歳以上の子どもがいる家庭への支援

(7) 相談の場のあり方や国、市に望む支援策

① 望ましい相談の場

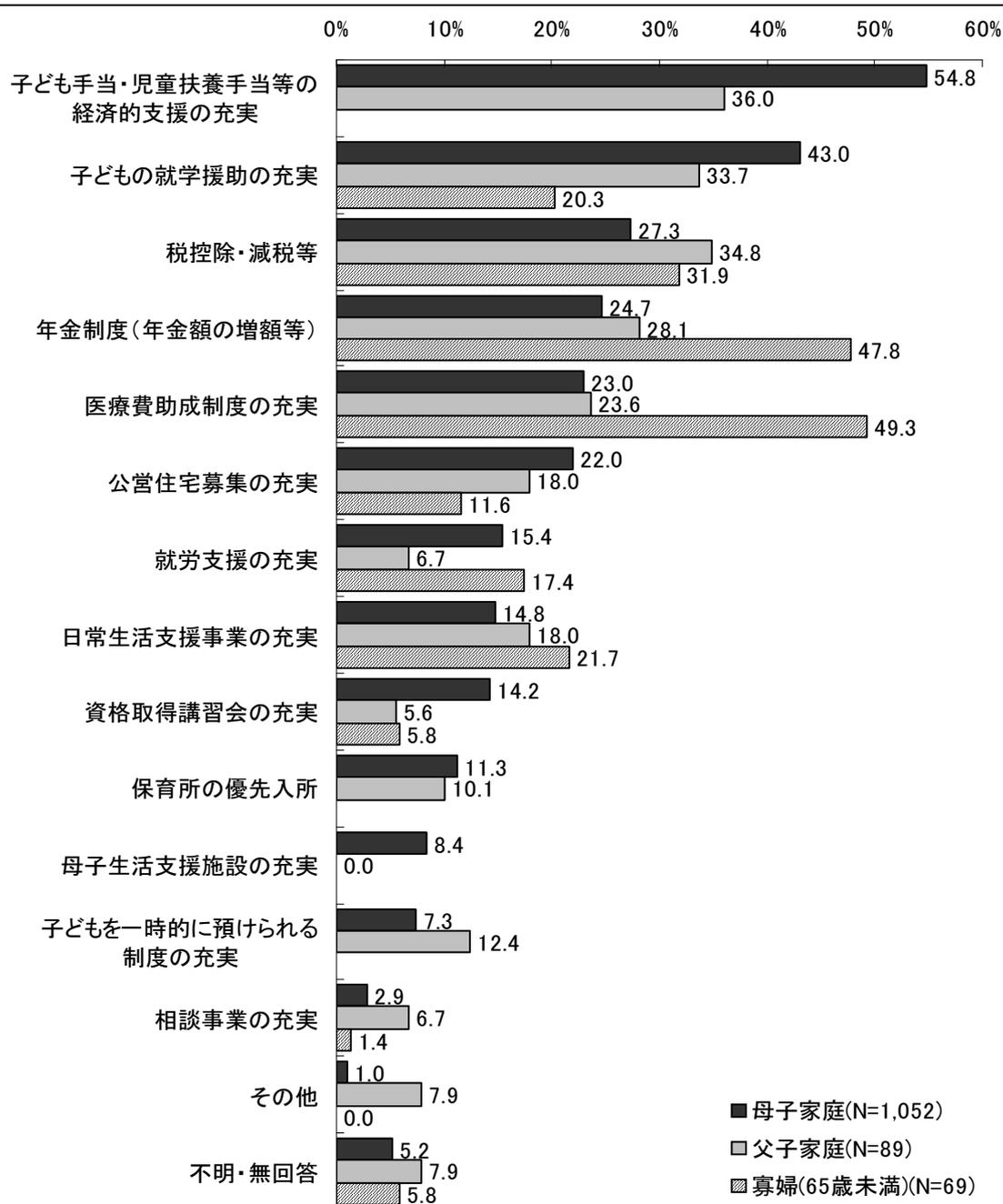
母子家庭、父子家庭ともに「ひとり親家庭の立場を理解し、専門的な相談に対応してもらえる窓口」が最も多く、母子家庭では次に「プライバシーに十分配慮がなされた相談窓口」が多くなっており、父子家庭では「相談事が発生した際、迅速に対応してもらえる窓口」が多くなっています。

寡婦(65歳未満)では「相談事が発生した際、迅速に対応してもらえる窓口」が最も多く、次に「プライバシーに十分配慮がなされた相談窓口」が多くなっています。



② 国、市の施策への要望

母子家庭、父子家庭ともに「子ども手当・児童扶養手当等の経済的支援の充実」が最も多く、母子家庭では次に「子どもの就学援助の充実」が、父子家庭では「税控除・減税等」が多くなっています。一方、寡婦では「医療費助成制度の充実」、「年金制度(年金額の増額等)」が約半数と多くなっています。



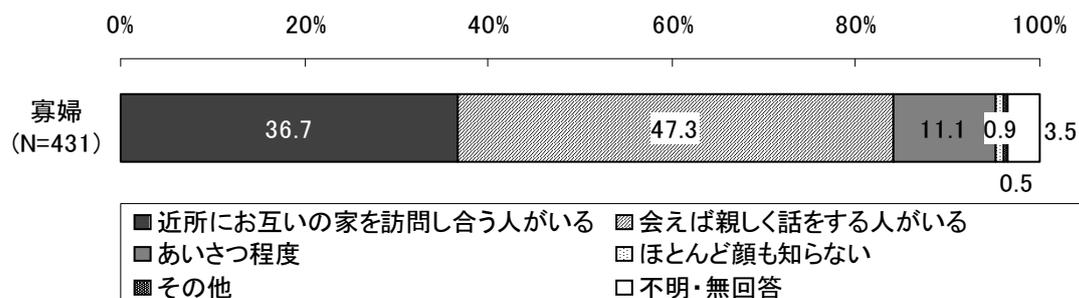
■その他回答の一部

- 父子家庭も母子家庭と同様に支援してほしい
- 学童保育の延長

(8) 寡婦における生活状況・就業意向・高齢期の暮らしの希望

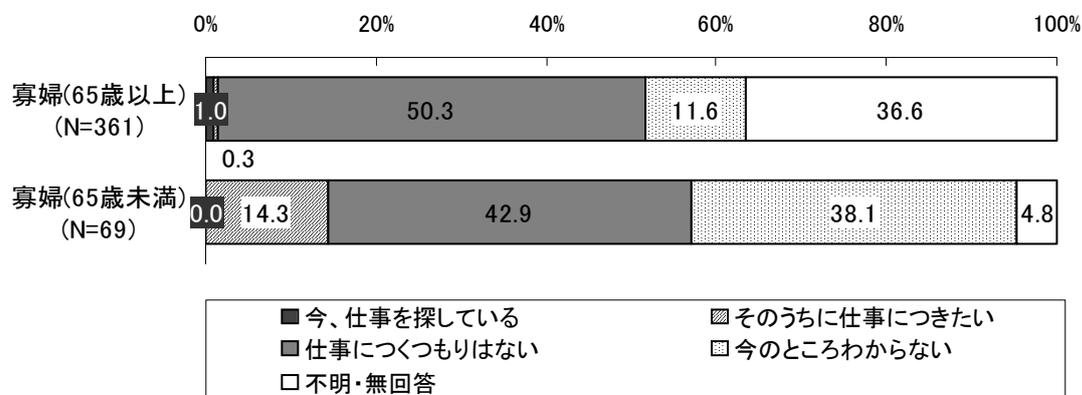
① 近所とのつきあいの程度

「会えば親しく話をする人がいる」が約半数と最も多くなっており、次に「近所にお互いの家を訪問し合う人がいる」が多くなっています。



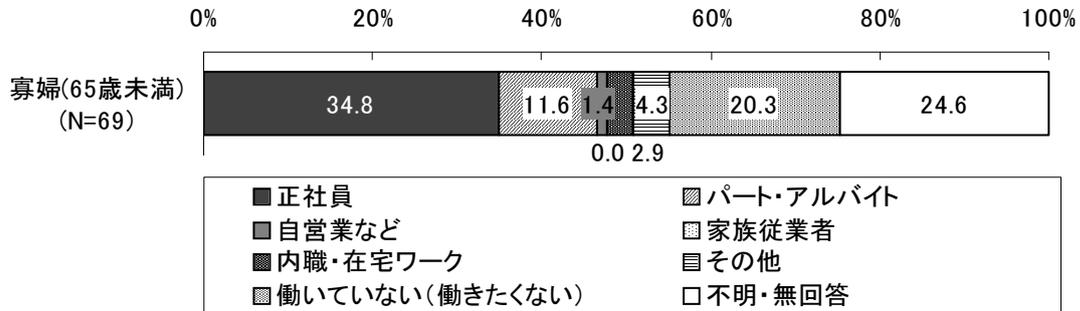
② 就業の意向

年齢によらず「仕事につくつもりはない」が約4～5割と最も多くなっていますが、65歳未満では「今のところわからない」も多くなっています。



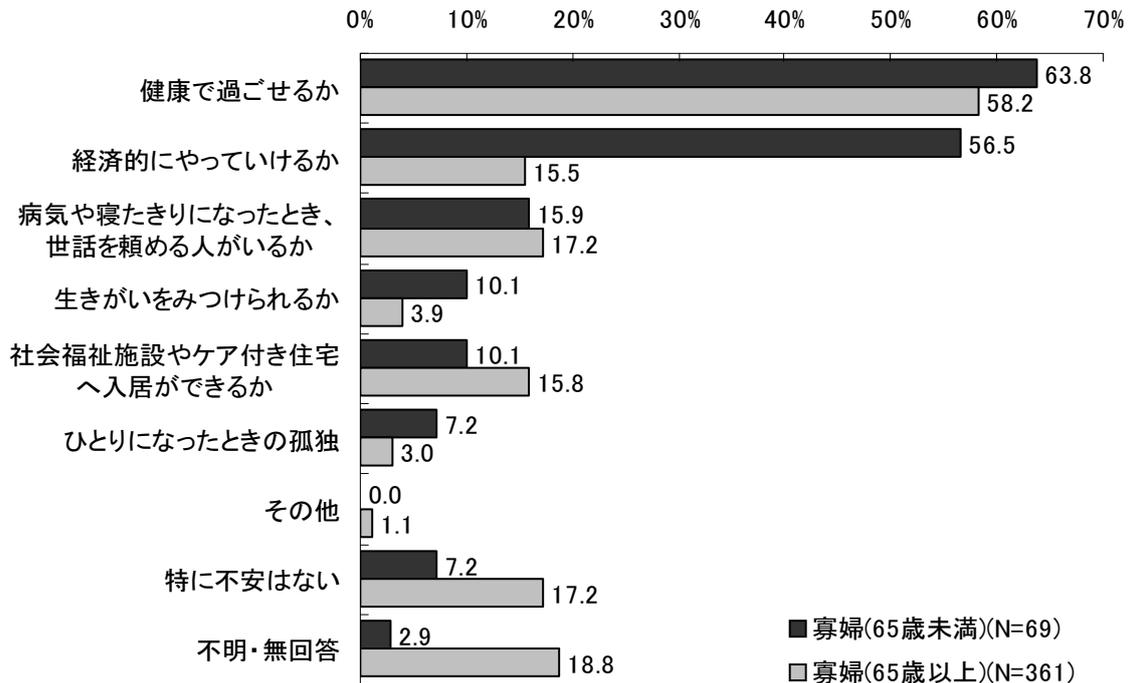
③ 就業形態の希望

「正社員」が約3割と最も多く、次に「働いていない(働きたくない)」が多くなっています。



④ 高齢期の生活の不安

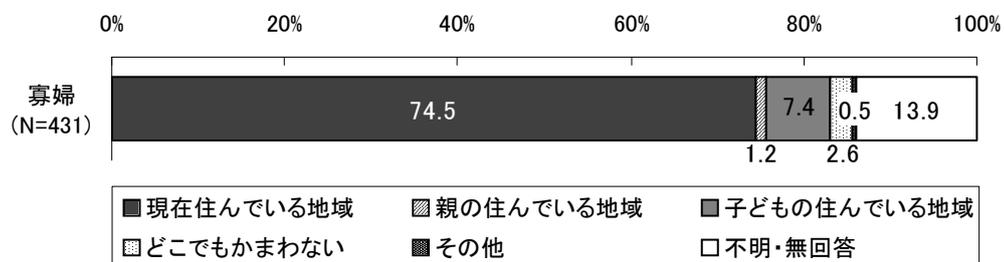
年齢によらず「健康に過ごせるか」が約6割と最も多くなっており、65歳未満では「経済的にやっ
ていけるか」も同程度に多くなっています。



⑤ 高齢期の暮らし方の希望

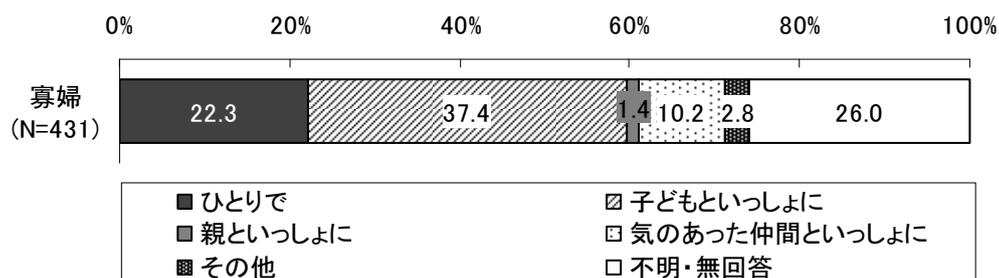
【どこで暮らしたいか】

「現在住んでいる地域」が約4分の3と最も多くなっています。



【どのように暮らしたいか】

「子どもといっしょに」が約4割と最も多く、次に「ひとりで」、「気のあった仲間といっしょに」が順に多くなっています。



自由意見等について

アンケート調査での自由意見等の概要は以下の通りです。

○各種手当

- ・児童扶養手当などの額や期間の拡充について

○就職・就労

- ・仕事と子育てとの両立の困難さや、ひとり親家庭の親が働きやすい環境づくりの必要性について

○保育

- ・保育所への入所や保育時間の延長、病児保育の充実について

○相談の窓口・体制

- ・相談窓口の周知や時間の延長、相談員の資質の確保について

○公営住宅

- ・ひとり親家庭の公営(府営・市営)住宅への入居に対する施策の充実について

○子どもの教育・進学

- ・子どもの教育費に対する支援について

○ひとり親家庭医療助成

- ・ひとり親家庭医療費助成の期間等の拡充について

○父子家庭

- ・父子家庭の支援策の充実や、支援に対する情報提供について

○支援制度・サービス

- ・制度やサービスの利用方法の周知、情報提供について

○学童保育

- ・保育時間や負担額、年齢の拡充について

○資格取得について

- ・自立に向けた資格取得に対する支援の充実や、講習を受講できる機会の拡充とそのため
の情報発信について

○養育費

- ・養育費を確保するための制度などに関する環境整備について

グループインタビュー・ヒアリング調査結果

(1) 母子家庭の母親へのインタビュー

1. 生活状況について

20代～50歳代の母子家庭のグループインタビューでは、年齢的な就業の困難さや、子どもが大きくなるにつれて、進学等で費用がかかるが手当などがなくなるので、生活が大変であるという意見がありました。

2. 今後の支援策について

今後の支援について望むものは、以下のとおりです。公的な支援の周知や充実が必要という内容でした。

- ・母子自立支援員に子どものことについて相談し、大変助かっており、より一層の相談体制等の充実を望む。
- ・アンケートの項目にあるような公的な支援は、あまり知られていないのではないかと。もっとパンフレットなどで周知した方が良いのではないかと。
- ・資格を取るために、3ヶ月くらい勉強しなくては行けないが、そのための環境が整っていない。
- ・学童保育は土日が開いておらず、時間制限や年齢制限があるなど、まだ利用しにくい部分がある。
- ・子ども手当は今後も継続してほしい。
- ・手当や助成の制度は、子どもの年齢や時期によって不公平感が出ている。
- ・奨学金を借りているが、利子が負担になる。せめて無利子にしてほしい。

(2) 若年層の母子家庭の母親へのインタビュー

1. 生活状況について

10代～20歳ぐらいで母子家庭の母親になられた方は、経済的な自立が難しく、自身の親族から支援を受けている家庭が多いようです。また、親族からの経済的支援があっても、近くに家族が住んでいないため、子どもや自身が病気で急に子どもを預ける時に、利用料金が高く、時間が限られるなどで困ることがあり、子育てと仕事や学業との両立が難しいという意見がありました。

2. 今後の支援策について

今後の支援について望む主なものは、以下のとおりです。子どもが病気になったときの相談や子どもを預かってもらえるところなど、子育て支援の充実や自立に向けた支援が必要という内容でした。

- ・行政等の支援として、子どもが病気の時にどうしたらよいのかすぐに相談に乗ってくれるフリーダイヤルのようなものがあるとよい。
- ・子どもが病気になったときすぐに預かってくれるところがあるとよい。
- ・今後の就職を考えた時、子どもがいることにより就職に不利になるかもしれない。就職活動をする際に子どもを見てくれるところ、また働く際にも子どもを柔軟に預かってくれるところがあるとよい。
- ・急用などで子どもを1日だけ預かってくれるところは、料金が低い。低料金で子どもを気軽に預けられるところがあるとよい。
- ・資格取得のための勉強をする際、子どもを預かってくれるところがあるとよい。
- ・保育所入所を切望している人が入所できないことがある。必要としている人が入所できるようにしてほしい。

(3) 母子自立支援員へのヒアリング

1. 東大阪市内におけるひとり親家庭の状況について

母子家庭への支援は就労、住まい、子どもの保育所の確保など生活全般にわたることが多く、非常に複雑であり、以下の内容が相談を通じて感じられる主な状況です。

- ・就労に関しては、実際に就労できる時間が制限されることから、パートやヘルパーなどが多く、それが収入の低迷につながっている。
- ・地域の居住層によって離婚前の相談、貸付・DV の相談など相談内容に差があるように感じている。
- ・自己破産や債務整理中の相談者には、親戚づきあいが薄かったり、他に相談相手がいなかったり、一人で問題を抱えてしまっている人が多い。
- ・離婚前からの相談を受けていても、保育所に急に入所できることは少ない。
- ・精神的な病の相談は増えてきている。いざ自立していくという段階で発症する人が多いようである。

2. 今後の支援について

今後の支援については以下のとおり、関係機関や地域との連携、保育サービスの充実などが主な内容でした。

- ・各機関での相談内容の役割分担、線引きが難しいと感じている。各機関と連携した会議が行われると、より支援しやすいのではないかと。
- ・子どもの年齢によって課題や相談内容は変わっていくので、それに随時対応できるようにしなければならない。
- ・やはり、保育所の少なさがひとり親家庭の自立の妨げになっているように思う。また、保育所だけでなく学童保育の時間帯の改善も進めてほしい。
- ・母子自立支援員という名前ではあるが、今後は父子家庭の父親への対応も増えると思うので、父親の就労やDVの問題など、相談内容に対応できるようにしなければならない。
- ・ひとり親家庭の親が互いに気軽に保育できるような制度を取り入れてはどうか。身近なところに小規模な地域活動が市内に多くあれば、より自立につながるように思う。
- ・地域の民生委員との連携が課題ではないか。ひとり親家庭への支援を地域にどう根付かせていくかが重要である。

東大阪市社会福祉審議会条例

平成17年1月21日東大阪市条例第2号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づく社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関として、本市に東大阪市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(調査審議事項の特例)

第2条 審議会は、法第12条第1項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、当該臨時委員に係る特別の事項の調査審議が終了する時までとする。

(委員長の職務の代理)

第4条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、委員の4分の1以上の者から審議すべき事項を示して招集の請求があったときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該臨時委員に係る特別の事項について審議会が会議を開く場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 専門分科会ごとに専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）がその職務を代理する。

5 前条の規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 この条例の施行後最初に行われる審議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

東大阪市社会福祉審議会規則

平成17年1月31日東大阪市規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、東大阪市社会福祉審議会条例（平成17年東大阪市条例第2号）第7条の規定に基づき、東大阪市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第2条 専門分科会及びその調査審議する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
- (2) 障害者福祉専門分科会 身体障害者及び知的障害者の福祉に関する事項
- (3) 高齢者福祉専門分科会 高齢者の福祉に関する事項
- (4) 児童福祉専門分科会 児童及び母子の福祉並びに母子保健に関する事項

2 審議会は、前項各号に定める専門分科会のほか、必要に応じ、その他の専門分科会を置くことができる。

3 審議会は、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。以下この項において同じ。）の所管に属する専門事項について諮問を受けたときは、当該専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(審査部会)

第3条 審議会は、障害者福祉専門分科会に次の各号に掲げる審査部会を置く。

- (1) 視覚障害審査部会
- (2) 聴覚障害等審査部会
- (3) 肢体不自由審査部会
- (4) 内部障害審査部会
- (5) 更生医療機関審査部会

2 審議会は、前項第1号から第4号までに掲げる審査部会に身体障害者の障害の種別ごとに障害程度の審査に関する事項並びに身体障害者手帳に係る指定医の指定及び取消しに関する事項を、前項第5号に掲げる審査部会に更生医療を担当する医療機関の指定及び取消し並びに担当する医療の種類の変更に関する事項を、それぞれ調査審議させるものとする。

3 審査部会ごとに審査部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

4 審査部会長は、会務を掌理する。

5 審査部会長に事故があるとき、又は審査部会長が欠けたときは、あらかじめ審査部会長の指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

(審査部会の会議)

第4条 審査部会の会議は、審査部会長が招集し、審査部会長がその議長となる。

2 審査部会の会議は、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 審査部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、審査部会長の決するところによる。

4 審議会は、前条第2項に定める事項について諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

東大阪市ひとり親家庭自立促進計画懇話会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第12条の規定に基づき、本市のひとり親家庭（母子家庭、父子家庭及び寡婦）自立促進計画（以下「自立促進計画」という。）を策定するにあたり、あらかじめ、母子福祉団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるため、東大阪市ひとり親家庭自立促進計画懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(意見項目)

第2条 本市が自立促進計画を策定するにあたり、懇話会の意見を参考とする項目は、次の各号のとおりとする。

- (1) 市の区域におけるひとり親家庭の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
- (2) 市の区域においてひとり親家庭の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
- (3) 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他ひとり親家庭の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、ひとり親家庭の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項

(組織)

第3条 懇話会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次の各号にかかげるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 福祉団体関係者
- (2) 児童福祉関係機関職員
- (3) 雇用関係機関職員
- (4) 地域団体関係者
- (5) 公募委員

(任期)

第4条 委員の任期は、平成23年3月31日までとする。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会と合同で開催するものとする。

2 懇話会の会議は、東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の会長が招集し、その座長となる。

(関係者の出席)

第6条 懇話会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月12日から施行する。

東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 委員名簿

(50音順、敬称略)

委員名	所属団体等	備考
井上寿美	関西福祉大学 社会福祉学部社会福祉学科 講師	
小野剛	連合東大阪 幹事	
勝山真介	東大阪市社会福祉事業団 東大阪市療育センター長	
高山昌弘	東大阪市私立保育会 会長	
辻本謙嗣	東大阪市福祉施設会 会長	
藤並マサ子	東大阪市母子寡婦福祉会 副会長	
中川千恵美	大阪人間科学大学 人間科学部 教授	会長
松井保博	東大阪市議会議員	
山野則子	大阪府立大学 人間社会学部 准教授	会長代理

東大阪市ひとり親家庭自立促進計画懇話会 委員名簿

(50音順、敬称略)

委員名	所属団体等
長谷川雅一	布施公共職業安定所 業務部長
原淳子	社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会 事務局長
元島せつ子	市立母子生活支援施設 高井田ホーム 施設長
樫本みき子	公募委員
野村公子	公募委員

計画策定経緯

東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会と東大阪市ひとり親家庭自立促進計画懇話会において合同で全4回の審議を行いました。

回数	開催日	内容
第1回	平成22年8月27日(金)	第二次計画の策定について アンケート調査の実施について
第2回	平成22年10月27日(水)	アンケート調査結果(中間報告)について 骨子案について
第3回	平成22年12月3日(金)	計画素案について
第4回	平成23年2月4日(金)	計画案について

用語解説（50音順）

大阪府女性相談センター

DVの被害者や女性からの電話や来所による相談を受け、必要に応じて緊急一時保護や婦人保護施設への入所等、自立に向けた支援を行っています。

大阪府東大阪子ども家庭センター

養育困難、児童虐待、子どもの障がい、非行、不登校、しつけ、里親相談等子どもに関する全般の相談に応じています。

家庭児童相談室

福祉事務所において、子どものしつけ、知能や言語の発達、学校生活、家族関係のことなど、家族や子どもに関する相談に応じています。また、児童虐待の通告窓口となっています。

公共職業安定所(ハローワーク)

再就職の促進を図るため、きめ細かな職業相談、職業紹介等を行っています。また、職業訓練に関する情報提供を行っています。

高等技能訓練促進費

市の指定する就職に有利な資格の取得をめざし、2年以上修業する場合に、高等技能訓練促進費・入学支援修了一時金が支給されます。指定する資格は、当該職種への就労が見込まれる専門的な資格(看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等)です。

子育て短期支援事業

(ショートステイ)保護者が出産・疾病・看護、事故及び災害などの理由により一時的に家庭において養育できない場合などに、7日以内の範囲で子どもを預かり養育を行います。

(トワイライトステイ)保護者が仕事のため帰宅が夜間になる場合や、休日に不在となる場合などに、夕刻から夜までの間、概ね6ヶ月を限度として子どもを預かり養育を行います。

子ども手当

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援するという趣旨のもとに、0歳から中学校修了(15歳になった後の最初の3月31日)前の子どもを養育している方に支給されます。

コミュニティソーシャルワーカー

地域において援護を必要とする高齢者や障がい者、子育て中の親あるいはその家族からの相談に応じたり、地域と関係機関、専門的な相談先をつなぐ役割を果たします。また、援護を必要とする方を総合的に支援するための、地域福祉のネットワークづくりを行います。

児童扶養手当

ひとり親家庭の父か母、又は養育者が、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童（政令で定める程度の障害の状態にある場合は20歳未満の児童）を監護するときに支給されます。ただし、公的年金（老齢福祉年金を除く）を受けられることができる場合等は受給することができません。なお、所得が一定額以上あるときは、手当の全部又は一部の支給が停止されます。

就業支援講習会

自立促進と生活の安定を図るために、就職に役立つ知識・技能の習得を目的とした講座（簿記、医療事務、パソコン、ホームヘルパー等）及び就職セミナー等を開催しています。

小地域ネットワーク活動事業

小地域（おおむね小学校区）を単位として地域の福祉活動に取り組んでいる校区福祉委員会により、援護を必要とする方が地域の中で安心して生活できるよう、支え合い・助け合い運動を展開し、あわせて地域における福祉の啓発と住みよい福祉のまちづくりを進めています。

スクールカウンセラー

学校園における教育相談体制の充実を図ることを目的とし、臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者等を、スクールカウンセラーとして全市立中学校と日新高等学校に配置し、園児・児童・生徒・保護者に関わる課題等の改善にあたります。

スクールソーシャルワーカー

福祉的な視点から、園児・児童・生徒の環境改善を図ることを目的とし、教職員等への研修や具体的な事案へのケース会議の充実、また、教職員や支援人材と関係機関等とのネットワークによる園児・児童・生徒・保護者への支援体制の充実を図り、課題等の改善にあたります。

地域就労支援事業

働く意欲がありながら、雇用・就労を妨げる様々な要因を抱える、ひとり親家庭を含む就職困難者に対し、就労支援コーディネーターが就労相談に応じています。

ドメスティック・バイオレンス

夫婦や恋人など親密な間柄にある男女(パートナー)間において加えられる身体的・精神的・性的な暴力をいいます。物理的な暴力だけでなく、脅し、無視、言動の制限、強制、苦痛を与えることも含まれます。

ひとり親家庭医療費助成

児童扶養手当、遺族年金などを受けている、もしくはそれに準ずる基準を満たすひとり親家庭(父、母または養育者とその児童)の方が、医療機関などで医療を受けたとき、保険診療の自己負担分の一部を助成するものです。

ファミリー・サポート・センター事業

育児などの援助を行いたい人と、援助を受けたい人とがお互いに会員になって行う相互援助活動を支援するシステムです。会員に登録すると「依頼会員」は「援助会員」から、保育施設への送迎などのサポートを受けることができます。

母子家庭自立支援教育訓練給付金

就職に結びつく可能性の高いと思われる指定講座(教育訓練給付講座)を受講した場合に、受講料の一部が支給されます。

母子家庭等日常生活支援事業(ヘルパー派遣)

就職活動等の自立促進に必要な事由及び一時的なけがや病気、冠婚葬祭等の社会的事由により一時的に生活援助・保育等のサービスが必要な場合に家庭生活支援員を派遣する事業です。

母子寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭の母・寡婦の方及び40歳以上の配偶者のない女子を対象とした貸付金制度で、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している子どもの福祉の増進を目的とした制度です。(修学資金、就学支度資金、技能習得資金、生活資金など)

母子自立支援員

福祉事務所において、ひとり親家庭の方々の生活の安定、自立のための相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うとともに、職業能力の向上や求職活動に関する支援を行っています。

母子生活支援施設

配偶者がいないか、それに準じた状況におかれた女性で18歳未満の子どもを養育しており、様々な事情のため、子どもの養育が十分できない場合に、子どもと一緒に入所できる児童福祉施設です。

母子世帯向け府営住宅

府営住宅の入居募集を一般世帯向け募集とは別に行っています。なお、収入基準、家賃等は一般の府営住宅と同じです。

母子福祉推進委員

母子家庭、寡婦の地域の身近な相談者として、各小学校の通学区域ごとに1名ずつ市長が委嘱している母子福祉推進委員が生活の安定、自立のための相談、情報提供、関係機関への連絡などにより、福祉の推進を図っています。

マザーズハローワーク

子育てをしながら就職を希望している方に対して、職業相談や求人情報の提供など総合的かつ一貫した就職支援を行っています。

民生委員・児童委員、主任児童委員

「民生委員」は厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って生活上の問題、家族の問題、高齢者福祉、児童福祉などのあらゆる分野の相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めています。「児童委員」を兼ねています。

「児童委員」は地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。また、児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」が、小学校区に1名指名されています。

第二次東大阪市ひとり親家庭自立促進計画

発 行 東 大 阪 市
健康福祉局福祉部
〒577-8521
東大阪市荒本北一丁目1番1号
電話：06-4309-3194（直通）

発行年月 平成23年（2011年）3月

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。